## 契丹蔵が基づいた『一 切経源品次録』 ―高麗初雕蔵本の再発見とその意義

池

麗

梅

### Yiqiejing yuan pinci lu 一切經源品次錄:

The Rediscovery of the Text of the First Korean Canon Edition and its Significances

### Chi Limei

The catalogue of Buddhist texts in China started with the *Zongli zhongjing* mulu 綜理眾經目錄 by Daoan 道安(314-385). Following the appearance of the *Chu sanzang jiji* 出 三藏記集 in the early six century and other catalogues in the Sui and early Tang dynasties, in Kaiyuan 18 of the Tang(730) the *Kaiyuan sijiao lu* 開元釋教録 of twenty fascicles was compiled by Zhisheng 智昇(d.u.)at Xichongfu si 西崇福寺, and has since become the standard of later catalogues of Buddhist texts. During the reigns of Xuanzong(r. 712-756), Suzong(r. 756-762), Daizong(r. 762-779), and Dezong(r. 779-805)of the mid- Tang, Buddhist texts translated by Amoghavajra(705-774)and others were newly added to the Buddhist canon. In Zhenyuan 11(755), Yuanzhao 圓照(718?-799?)at Ximing si 西明寺 completed the *Zhenyuan xu Kaiyuan sijiao lu* 貞元續開元釋教録 of three fascicles, and then in Zhenyuan 16(800)he submitted(to the court)the *Zhenyuan xinding sijiao mulu* 貞元新定釋教目録 of thirty fascicles. Afterwards, from Dazhong 9(855)to Xiantong 1(860), based on the "Ruzang lu 入藏錄"(Register of the texts actually taken in the canon)of the *Zhenyuan lu*, Vanaya master Congfan 從梵(d. u.)in Zhaojun 趙郡 compiled the *Yiqiejing yuan pinci lu* 一切経源品次錄 of thirty fascicles.

People have come to know in recent years that there is the twentieth fascicle of the Xinzuan Yiqiejing yuan pinci lu 新續一切經源品次錄 of the first Korean canon edition in the National Museum of Korea, and that it is the only extant text of the Pinci lu. This paper first re-examines early studies of the jinglu 經錄(the catalogue of Buddhist texts),a genre to which the Yiqiejing yuan pinci lu belongs. Then it turns attention to the twentieth fascicle of the Xinzuan Yiqiejing yuan pinci lu of the first Korean canon edition and, through the analysis of its contents, reveals the relationship of the Pinci lu with the Khitan canon and its influence on the Korea canon via the Korean canon.

## 契丹蔵が基づいた『一切経源品次録』 高 麗初雕蔵本の再発見とその意義

池

麗

梅

Ź

典収録に関わる規範を確立したことによって、「開元入蔵録」に著録される 新たに大蔵経に加わった。そこで、西明寺の円照は貞元十一年 開元釈教広品歴章』三十巻(以下、『開元広品歴章』と略称する)を編纂した。 漢文大蔵経の正蔵としての地位を不動のものとしたのである。また『開元 四百八十帙・千七十六部・五千四十八巻に及ぶ経典は、後世に至るまでその 年)の『綜理衆経目録』 録』の成立後まもなく長安華厳寺の玄逸は「開元入蔵録」に基づいて『大唐 昇によって編纂され、これが後世の経録の基準となった。同録の巻十九と巻 一十に所収の「入蔵録」 唐代中期の玄宗・粛宗・代宗・徳宗の時代には不空らが翻訳した仏典等が -国における仏教経典目録 (現存最古の経録)、 『開元釈教録』二十巻(以下、『開元録』と略称する)が西崇福寺の智 (佚書) にまで遡る。その後、六世紀初めの『出三蔵 (以下、「開元入蔵録」と略称する) が漢文大蔵経の経 隋や唐代初期の諸経録を経て、唐開元十八年(七三 (経録) 作成の始まりは、 道安(三一四~三八五 (七九五)に

『貞元続開元釈教録』三巻(以下、『続開元録』と略称する)を完成させ、続いて貞元十六年(八〇〇)に『貞元新定釈教目録』三十巻(以下、『貞元録』と略称する)を進上した。更に、趙郡の業律沙門従梵が唐大中九年(八五五)から咸通元年(八六〇)にかけて、『貞元録』の「入蔵録」(以下、『貞元入蔵録」と略称する)に基づいて『一切経源品次録』三十巻を編纂した、と伝えられている。最後に、五代の南唐保大四年(九四六)十一月、報恩禅院の恒安がでいる。最後に、五代の南唐保大四年(九四六)十一月、報恩禅院の恒安が時代に造られた経録は、『一切経源品次録』を除けば、いずれも『開元録』と略に入蔵に入蔵することになったいわゆる続蔵部分に収録される経典の訳出・入以後に入蔵することになったいわゆる続蔵部分に収録される経典の訳出・入以後に入蔵することになったいわゆる続蔵部分に収録される経典の訳出・入以後に入蔵することになったいわゆる続蔵部分に収録される経典の訳出・入して、と言えよう。

簡・宋綬編『景祐新修法宝目録』二十一巻の三種類があり、いずれも開宝蔵編・夏竦潤文『天聖釈教総録』三巻(以下、『天聖総録』と略称する)、呂夷として、趙安仁監修、楊億・惟浄編『大宋大中祥符法宝録』二十二巻、惟浄数度にわたって経録が製作されることになる。今日にまで伝わっている経録数度にわ、北宋代になると、伝法院から新訳経典が続々と訳出されるに連れて、

宋新訳経典を中心に構成される続蔵部分の収録内容とその配列順序を定める経典の翻訳・進上・入蔵の経緯を記録し、あわせて唐代中期の四朝訳経と北木版大蔵経である開宝蔵の正蔵部分は、原則として「開元入蔵録」に従って関連の経録である。但し、北宋の開宝四年(九七一)に開板された史上初の

ことであった。

『続開元録』 異なっている。例えば、『貞元録』は高麗初雕蔵本(十六巻現存)・高麗再雕 『景祐新修法宝目録』(全二十一巻の中、十四巻が現存) 法宝録』 広品歴章』 蔵本 (全巻現存) 録』は高麗再雕蔵にだけ伝わっている。この外、金蔵には唐代成立の『開元 (正蔵)に収められているが、それ以降に成立した経録の収録状況はだいぶ 以上に概観した諸経録の中、『開元録』に至るまでは歴代の刊本大蔵経 (全二十二巻の中、 (全三十巻の中、 は高麗再雕蔵本と金蔵本の二種類が確認されているが、『続貞元 の他には日本の写本一切経にしか伝わっていない。また、 六巻が現存)、『天聖総録』 十四巻が現存)をはじめ、 が伝存している。 北宋の『大宋大中祥符 (全三巻中の二巻現存)、

の現存する唯一のテキストなのである。
の現存する唯一のテキストなのである。
これらの経録はテキストが現存していることから、今日まである程度研究になったが、この巻二十が『一切経源品次録』を二十が収蔵されていることが知られるようになったが、この巻二十が『一切経源品次録』という経録は、咸通元年にいるである。とがなかった、言わば幻の経録は、咸通元年の現存する唯一のテキストが現存していることから、今日まである程度研究の現存する唯一のテキストが現存していることから、今日まである程度研究

そこで、本論文では、『一切経源品次録』という経録に関する従来の議論

経由することで高麗蔵に及ぼされた影響を明らかにしたい。同テキストの内容の分析を通じて、同録と契丹蔵との関係、そして契丹蔵をを再検討し、更には高麗初雕蔵本『新纘一切経源品次録』巻二十に注目し、

# 『一切経源品次録』に関する議論と問題の所

在

という書名の解釈をめぐっては対立した見解を示している。 本に注目しているが、金蔵本『天聖総録』下冊に見える「広品歴章三十巻」 本に注目しているが、金蔵本『天聖総録』下冊に見える「広品歴章三十巻」

横超氏は、『天聖総録』に見える「広品歴章三十巻」と『至元法宝勘同総録』で言う「広品歴章三十巻沙門玄逸撰」、そして金蔵本『大唐開元釈教広告歴章』の三者は同じ著作と考えている。一方、塚本氏は、『天聖総録』に見された玄逸の『広品歴章』なりと断定するには躊躇するのみならず、かえってそれを従梵の『一切経源品次録』にあてたいのである。もっとも従梵録が存せぬし、かつ従梵録の本名が『広品歴章三十巻をもって、ただちに広勝寺金蔵中に見が存せぬし、かつ従梵録の本名が『広品歴章三十巻」と『至元法宝勘同総ら、断定は保留すべきであろう」(一一四頁)と述べている。

録』に当てることを着想したきっかけは、『天聖総録』が「広品歴章」に対た『大唐開元釈教広品歴章』とは同一視せず、敢えて従梵の『一切経源品次塚本氏が『天聖総録』で言う「広品歴章」を実際に趙城金蔵から見つかっ

録』という書物について紹介する必要がある。して加えた注記にあった。ただ、当該注記に触れる前に、ひとまず『天聖総

命じて序文を撰述させ、また「天聖釈教総録」という書名を下賜した。 『天聖総録』は北宋伝法院の三蔵惟浄が仁宗天聖五年(一○二七)に完成さ『天聖総録』は北宋伝法院の三蔵惟浄が仁宗天聖五年(一○二七)に完成さずて下文を撰述させ、また「天聖釈教総録」というで、惟浄は上掲の三録をはさせた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。翌天聖五年四月頃に進上すると、仁宗は潤文官・翰林学士夏竦に成させた。

(4) 『天聖総録』三巻は、北宋時代から折本装で、全三帖(三冊)からなる。 『天聖総録』三巻は、北宋時代から折本装で、全三帖(三冊)からなる。 『天聖総録』三巻は、北宋時代から折本装で、全三帖(三冊)からなる。 『天聖総録』三巻は、北宋時代から折本装で、全三帖(三冊)からなる。

に「広品歴章三十巻三帙」と「大唐正元続開元釈教録」三巻(すなわち『続あり、計二十四帙(輦五〇八帙~伊五三一帙)になる。この部分の冒頭に、更粛宗・代宗・徳宗の四朝で翻訳された仏典「二百四十二巻経論及念誦法」でその中で、中唐四朝の訳経とはすなわち『続開元録』所収の唐代の玄宗・

の通りである。

○七帙)を加えれば、全体として百二十七部・二百七十五巻・二十七帙(高開元録』)に著録されている計三十三巻・三帙(高五〇五帙・冠五〇六帙・陪五

『広品歴章』三十巻三帙(亦名『一切経源□次録』。『正元録』中収入計数、

紀述源由、具如本録。)

第一帙十巻高字号

第二帙十巻冠字号

第三帙十巻陪字号

『大唐正元続開元釈教録』三

『品歴章』同第三帙

二百四十二巻経論及念誦法見行入蔵者

已上三項、總二百七十五巻、逐一函帙字号·卷数列之于左。(下線·句読

点等は、筆者)

横超、塚本両氏の議論の引き金になったのは、上掲の「『広品歴章』三十横超、塚本両氏の議論の引き金になったのは、上掲の「『広品歴章』三十巻」と「『一切経源□次録』」とはあたかも同じ書物であるかのようであるが、実際のところ、両書は、成立した時代も、著者も、また内容も全く異なる経録なのである。

五所収の「唐京兆華厳寺玄逸伝」は、玄逸は『釈教広品暦章』三十巻を撰述まず、『広品歴章』は唐長安の華厳寺僧玄逸の撰述である。『宋高僧伝』巻

半にかけて生きた人物であろう。

学にかけて生きた人物であろう。

学にかけて生きた人物であろう。

学にかけて生きた人物であろう。

学にかけて生きた人物であろう。

『真元録』(八〇〇年)を参照することは不可能なのである。 であるから、『天聖総録』の注記に見える「『正(貞)元録』中収入計数」 であるから、『天聖総録』の注記に見える「『正(貞)元録』中収入計数」 であるから、『天聖総録』の注記に見える「『正(貞)元録』中収入計数」 であるから、『天聖総録』の注記に見える「『正(貞)元録』中収入計数」 であるから、『天聖総録』の注記に見える「『正(貞)元録』中収入計数」 であるから、『天聖総録』の注記に見える「『正(貞)元録』中収入計数」 「貞元録』(八〇〇年)を参照することは不可能なのである。

郡の業律沙門従梵が唐宣宗大中九年 それが注記の対象としている『開元広品歴章』とは実際には無関係であり、 の注記内容(「『一切経源□次録』。『正 かけて「貞元入蔵録」 では、『天聖総録』の注記に見える「一切経源□次録」とは、 五代南唐の恒安撰 に基づいて撰述した、と言う。 『続貞元録』 巻 (八五五) (貞) 元録』中収入計数、紀述源由」) は、 二は、 『一切経源品次録』 から懿宗咸通元年(八六〇)に すると、『天聖総録』 三十巻は趙 何であろう

> てしまったのか、が問題になる。 の前に『一切経源品次録』の名が挙げられるはずが、「広品歴章」と記され切経源品次録』に対する注記が続くことになったのか、それとも本来は注記切経源品次録』に対する注記が続くことになったのか、それとも本来は注記な齟齬はなくなるであろう。そこで、『天聖総録』下冊のこの箇所には、「広むしろ従梵の『一切経源品次録』に関する解説であると考えるならば、大きむしろ従梵の『一切経源品次録』に関する解説であると考えるならば、大き

果たして、この仮説は成り立つのであろうか。 梵の『一切経源品次録』を当てるべきである、という仮説を立てたのである うな流布状況を踏まえて、最終的に『天聖総録』下冊に挙げられた「広品歴 この書が行われた記録がない」(一一四頁)と総括している。 章」という書物が金蔵本 あるのに対し、玄逸の録は、わが智証大師によって将来せられている外に、 述べ、「かくの如く趙郡 録として、遼の領土となっていた北中国地方の仏教徒に用いられていた」と 連記述に拠って従梵の『一切経源品次録』は北宋官版大蔵経に編入されてい 重修薄伽蔵教記」という二つの論拠を示している。前者の『校正別録』 録」という書名が配されるべき箇所である、とする。同氏は自らの見解を裏 では書名こそ「広品歴章」と記されているものの、 たと推測し、後者の「薄伽蔵経記」の内容に基づいて同録が「重要な大蔵目 付けるために『高麗国新雕大蔵校正別録』巻三十及び「大金国西京大華厳寺 この問題に関して、塚本善隆氏は注記の内容に信頼を置いて、 (河北省) の従梵の録が、北宋時代に行われた事実が 『開元広品歴章』である可能性を退け、これには従 本来は「一切経源品次 塚本氏はこのよ 『天聖総録』

録』と「大金国西京大華厳寺重修薄伽蔵教記」という二つの文献の関連箇所以下、塚本氏の仮説を検証していくが、あわせて『高麗国新雕大蔵校正別

かにしたい。布の地域、そして同書が基づく大蔵経と契丹蔵との関連性などについて明ら布の地域、そして同書が基づく大蔵経と契丹蔵との関連性などについて明らを吟味することを通じて、従梵の『一切経源品次録』という書物の性格・流

# 一『一切経源品次録』は開宝蔵に編入されたのか

三十巻。以下、『校正別録』と略称する)の巻三十に、以下の記述が見える。守其等編『高麗国新雕大蔵校正別録』(一二四六~一二四七年に奉勅雕造、全

僾(五六一)・乂(五六二)・密(五六三)函

『校正別録』三十巻、編其函焉。(千字文の該当番号・下線・句読点等は、是標挙諸経巻中首尾之言、於看覧蔵経者、所益無幾。今且除之、以新撰右三函中、国本有『一切経源品次録』三十巻、沙門従梵撰者。今検、但

これは、高麗再雕蔵の最後の部分に当たる俊五六一函・乂五六二函・密五六と言うのである。といて、守其が率いる編集チームが下した判断とその理由を示す箇所である。これによれば、従来の「国本」における当該の三函には沙門従梵が撰した『一切経源品次録』三十巻という書が収められていた。で、高麗再雕蔵の像五六一函・乂五六二函・密五六三函には『一切経源品次で、高麗再雕蔵の像五六一函・乂五六二函・密五六三本における当該の三函には、古なわち『高麗国新雕大蔵校正別録』三十巻とか上げた『校正別録』三十巻(すなわち『高麗国新雕大蔵校正別録』三十巻)を新たに収めることにした、巻(すなわち『高麗国新雕大蔵校正別録』三十巻)を新たに収めることにした、と言うのである。

同氏が加えた読点を、以下に示す。 いるが、ただ、下線部分の理解において、同氏と筆者とでは見解を異にする。 この引用文は塚本善隆 [一九三六→一九七五] (一一三頁) にも挙げられて

右三函、中国本有一切経源品次録』が収録されていたことにないることが分かる。その上で、同録が「北宋の大蔵経中に編入せられていいることが分かる。その上で、同録が「北宋の大蔵経中に編入せられていた」(一三頁)、また「主として北宋官版大蔵経を底本にして雕造せられたのであろう。ただ、同氏の言う「北宋の大蔵経」とは開宝蔵以外は考えられのであろう。ただ、同氏の言う「北宋の大蔵経」という一語として理解してないから、開宝蔵には従梵の『一切経源品次録』が収録されていたことになる。果たして、そうなのであろうか。

がら、 高麗の初雕蔵も、 丹蔵)と宋本 呼ばれているが、「中国本」という呼び方は一例も見当たらないのである。 る)を指す表現である。一方、契丹蔵本は「丹本」、開宝蔵本は「宋本」と 函の中に、 中 函に『一切経源品次録』が収録されていたことは確かめられるが、丹本 固有名詞で、高麗初雕蔵本(国前本・国後本に分ける場合も、 いる」と解釈すべき、と考える。「国本」とは『校正別録』にはよく現れる 更に、 前掲の引用文で示したように、筆者は『校正別録』の該当箇所は「右三函 国本有『一切経源品次録』三十巻、 高麗文宗十七年(一〇六三)から睿宗十七年(一一二二)までの間に契 「俊・乂・密」三函の関連記述を吟味すると、 国本は『一切経源品次録』三十巻、 (開宝蔵本) 再雕蔵も、 の収録状況には全く触れていないことが分かる。 原則として開宝蔵を底本としている。しかしな 沙門従梵撰者」と区切り、 沙門従梵撰の書物を収録して 高麗初雕蔵の当該三 稀ながら見られ 「右の三

節において検討する れるのである。 が収録する『一切経源品次録』をそのまま採用したことによる、とも考えら 高いのである。『一切経源品次録』 況を見れば、『一切経源品次録』が開宝蔵に収められていなかった可能性は 源品次録』 れていたからと言って、直ちにそれが開宝蔵にもあったとすることはできな なければならないであろう。『一切経源品次録』が高麗初雕蔵の中に収録さ 丹蔵は少なくとも六回にわたり高麗に伝来していたのであるから、 いのではなかろうか。特に、同じく開宝蔵を底本とする金蔵の中に『一切経 伝来が高麗初雕蔵の続刻、そして再雕蔵の雕造に与えた影響も併せて考慮し 同蔵が開宝蔵所収の は見当たらず、 なお、 \_ 切経源品次録』と契丹蔵との関係については、次 その一方で『開元広品歴章』が収められている状 『開元広品歴章』を退け、 が高麗初雕蔵に収められることになった 新たに伝来した契丹蔵 契丹蔵の

### 一『一切経源品次録』と契丹蔵

に貴重な史料である。代仏教の展開や遼官版大蔵経「契丹蔵」(「遼蔵」)の成立を知る上でも非常供、薄伽蔵の補修事業について伝えており、大華厳寺の盛衰を中心とする金

同碑文の中に、以下の内容が含まれている。

興、特に金大定二年に至るまでの薄伽蔵教の補修事業の全容を伝えている。

、持に金大定二年に至るまでの薄伽蔵教の補修事業の全容を伝えている。

、大声薩、声聞羅漢、一切聖賢言行之総録也」という文で始まっており、大神文の内容は、おおむね二つからなる。前半は「薄伽蔵教者、乃三世諸仏、

閱爾。 緒之。 悉備、 『入蔵録』、具載之云。 遂使都城郡墎、 及有遼重熙間、 其巻帙品目、 故謂之蔵教。 山方蘭若、 首末次第、 至大唐咸通間、 今此大華厳寺、 復加校証、通製為五百七十九帙、則有太保大師 凡有僧尼仏像之所、往往聚而蔵之。以其広大 若網在綱、 沙門従梵者、 従昔以来、 有条而不紊、 亦有是教典矣 集成『経源録』、 可使後人易為簽 以紀

梵の 遼 製\_) ていることである。この箇所の意味を前後の文脈から推測すれば、唐末・従 が既存の目録をベースに「復ねて校証を加え」、 ていたことが推測される。もう一つは、 だけに触れていることである。このことから、両録が北方地域に広く知られ 経目録の中、従梵の『経源録』(『一切経源品次録』)と太保大師の『入蔵録』 この内容には、 太保大師の して総計五百七十九帙に上る大蔵経の「入蔵録」 『一切経源品次録』をベースとし、 「入蔵録」 興味を惹かれる点が二つある。一つは、 なのである、 と理解できよう。 遼の重熙年間に太保大師という人物 それを校正し、 従前の大蔵経と通算 を作成した、と記し 増補したものが、 歴代の数ある大蔵 (「通

**- 掲引用文の中に見える遼代の「太保大師」とは、遼燕京円福寺崇禄大夫** 

群詮、 蔵教、 勅鏤板流行」という記述から知られる。そして、 密鈔』(大康三年、 った。 代の大華厳寺 えられない。 帙」という総帙数の遼代大蔵経は遼官版大蔵経、すなわち契丹蔵の他には考 検挍太保行崇禄卿総秘大師賜紫沙門覚苑に他ならない。 記」だけが伝えている貴重な情報である。 ○五五年)に契丹蔵の全蔵五百七十九帙の「入蔵録」を撰述し、この「入 が従梵の 覚苑が契丹蔵の雕造事業に関わっていたことは、その『大日経義釈演 欲及邇遐、 訪獲斯本 つまり、 「薄伽蔵」に伝存していた「教典」もまた契丹蔵そのものであ 『一切経源品次録』を拠り所としたことは、「重修薄伽蔵教 (すなわち、『大日経義釈』)。今上継統清寧五年 勑尽雕鎪 (鏤)、 一〇七七年成立)巻一に見える「洎我大遼興宗御宇、 覚苑撰 「入蔵録」 須人詳勘、覚苑持承綸旨、 は契丹蔵全体の目録であり、 彼が重煕年間(一〇三二~ 更に、「五百七十九 預校場、 (一〇五九)、 遼金時 因採 志弘

が、 摘しているが、 現存する契丹蔵、 る)に基づいて編まれた、と考えられている。 四百八十帙は五代の可洪撰『新集蔵経音義随函録』(以下、『随函録』と略称す が基づく目録に関しては議論のあるところである。 は考え難い、 いが認められた。更に、 千字文帙号こそ一致するものの、 契丹蔵は全体として五百七十九帙からなるが、その正蔵部分 随函録』 従って、 と言う。 これらの指摘は契丹蔵・房山遼金刻経では全く生かされてい が参照した十世紀の前半期まで河中地域に伝存していた写本 契丹蔵と房山遼金刻経が 房山遼金石経と『随函録』の三者を比較したところでは、 ただ、 『随函録』 筆者は、『随函録』は契丹蔵の入蔵録ではない 個々の経典の巻数・訳者などには多くの違 は 「開元入蔵録」に含まれる問題点を指 『随函録』に基づいて編集されたと しかし、 一説では、 何梅 [一九九六] 契丹蔵の正蔵 (四百八十帙) が

大蔵経と契丹蔵が底本として採用した写本大蔵経は系統が非常に近いもので

あった、と考えている

と並んで『一切経源品次録』を挙げているが、詮暁録には全く触れていない されたという確証も存在しないのである。 『続開元録』を修訂したものと見て問題なかろう。しかし、 て、 からである えることはやはり難しい。 成立したと言われる詮暁録に契丹蔵の入蔵録と称し得るほどの位置づけを与 という論理は筋が通らない、と言わねばならない。また、 じさせない。 なっていて、 録していることは事実だが、 経音義』は大蔵経の随函形式の音義書でもなければ、詮暁録に基づいて編集 ている、と推測されている。この詮暁修訂の経録は、 は現存していないが、遼・希麟撰 いる覚苑撰『入蔵録』である。『重修貞元続録』 いる。一つは、 元録』所収の訳経を網羅する一方で、『法琳別伝』以外の中国撰述を排除し した『重修貞元続録』三巻であり、もう一つは「重修薄伽蔵教記」が伝えて 次に、 同録は円照 契丹蔵の続蔵部分の入蔵録として、 従って、 大蔵経の分帙・配列を厳密に反映させようとする意図は全く感 遼聖宗統和年間 『続開元録』をベースに、 希麟音義に基づけば、 なにしろ、 経典の配列は上掲のいずれの経録とも大幅に異 (九八三~九九七年)の義学沙門詮暁等が修訂 『続一切経音義』十巻の収録状況に基づい 「重修薄伽蔵教記」 同 同音義書が不空訳経等の音義を収 二つの経録の存在 詮暁録の収録状況を知り得る、 『貞元入蔵録』 (すなわち、 書名からすれば円照の は覚苑撰 遼聖宗統和年間に 重修『続開元録』) 希鱗撰 及び恒安 が指摘されて 『入蔵録 一切

伽蔵教記」の記述を丁寧に読み解いていく必要があるだろう。そこで、同碑実際に契丹蔵の拠り所となった経録を特定するためには、やはり「重修薄

厳寺における薄伽蔵の修繕事業は金大定二年 厳寺には契丹蔵の残本と共に覚苑撰『入蔵録』も伝存していたと考えられ、 蔵録』を指していると考えられる。 された「編目」とは、 の事業の恩恵を受けたのは経蔵の建物とその中に奉納された大蔵経 遺失者過半。遂潜運於悲心、庶重興於素教」という箇所に注目したい。 「重修薄伽蔵教記」が伝える『入蔵録』に関わる記述は信頼に値するであろ るほど、 の両方であった。 「薄伽教蔵、 欠損状況が深刻だった。当時、 金碧厳麗、 補修前の契丹蔵は「考其編目、遺失者過半」と言われ 前掲の引用文の中に見える太保大師覚苑の契丹蔵『入 煥乎如新。 つまり、 大蔵経の存欠状況を調べる際に使用 唯其教本、 金大定二年(一一六二)の大華 (一一六二) に完了したが、こ 錯雑而不完、 考其編目 (契丹 大華

た人物にしかできない、と考える。 れているのであり、 切経源品次録』の性格をよく理解した上で、 所益無幾」という厳しい評価と全く逆のものである。但し、 される『一切経源品次録』に対する高い評価は、前に見た『校正別録』 集蔵経音義随函録間、 方は肯定的、もう一方は否定的であっても、 『一切経源品次録』 前掲引用文の中に、 切経源品次録』 の基本的性格を摑んでいる。 若網在綱、 に関わる記述は碑文の撰者である段子卿自身の意見では このような評価をすることは大蔵経というものに通暁し 『一切経源品次録』 に下す 有条而不紊、 沙門従梵者、 「但是標挙諸経巻中首尾之言、 集成『経源録』、 つまり、 可使後人易為簽閱爾」とある。ここに示 従って、「重修薄伽蔵教記」に見える の関連記述として、「至大唐咸通新 それぞれの立場や観点から下さ これら二つの評価は、 両者はそれぞれに『一切経源品 以紀緒之。其巻帙品目、 於看覧蔵経者、 評価自体は、一 共に『一 が同

次録』に対する具体的な評価を下していた可能性は高いであろう。ることによって成立しているのであれば、『入蔵録』の随所で『一切経源品賞苑の『入蔵録』が『一切経源品次録』をベースとし、それを校正・増補すなく、覚苑『入蔵録』に示されている見解等を反映しているのかもしれない。

蔵が契丹蔵から多大な影響を受けて成立したことを物語っていると考えるの の本体と共に流布していたと考えられる。金蔵が『開元広品歴章』を収録す 及ぼした影響力の強さを見れば、同録が覚苑の『入蔵録』と共に契丹蔵その 中唐四朝訳経までの「入蔵録」 『一切経源品次録』こそが、契丹蔵の前半四百八十帙、 代の太保大師覚苑が撰述した契丹蔵(全五百七十九帙) である。 るのとは対照的に、 ものに収録され、 て、契丹蔵の成立に深い影響を与えたことが判明した、と考える。つまり、 以上、見てきたように、唐末の従梵が編纂した『一切経源品次録』 大華厳寺の薄伽蔵においてもそうであったように、 高麗初雕蔵は『一切経源品次録』を収めるのは高麗初雕 なのである。『一切経源品次録』が契丹蔵に 並びにその後に続く の『入蔵録』 を通じ は、 遼

していることについて検討しよう。

・大学生られている外に、この書が行われた記録がない」(一一四頁)と指摘、大学代に行われた事実があるのに対し、玄逸の録は、わが智証大師によっ、北宋時代に行われた事実があるのに対し、玄逸の録は、わが智証大師によっ、北宋時代に行われた事実があるのに対し、玄逸の録は、わが智証大師によっ、北宋時代に行われた事実があるのに対し、玄逸の録出となっていた北中国地方の仏品が録』が「重要な大蔵目録として、遼の領土となっていた北中国地方の仏品が録』が「重要な大蔵目録としていることについて検討しよう。

この地域はかつて雲州と言い、燕京(幽州。現在の北京)を中心とする河北北「重修薄伽蔵教記」の石碑がある大華厳寺は、現在の山西省大同市にある。

唐の臣下であった石敬瑭が燕雲十六州を割譲することを条件に契丹国からの の二百年近く(契丹遼から女真金・モンゴル元まで)にわたって北方民族王朝 と北帰する途中の欒城で病没するのに伴って、契丹による華北支配はあっけ 号を「大同」とした。それからわずか三ヶ月後、 七)の元日に耶律尭骨は開封に入城し、 もって後晋の都大梁(現在の開封)に侵攻し、 得ると、そこを拠点として南侵の準備を進め、 援護を得て後唐を滅ぼし、 の支配下に置かれたままとなる。 なく終息する。 紀前半から北方遊牧民族によって支配されることになった。 ていた。燕雲十六州は古くから漢人が定住する農耕地帯ではあったが、十世 山西北部を含む万里長城以南の諸州と共に「燕雲十六州」とも呼ばれ しかし、 長城以南の領土である燕雲十六州だけは、 後晋を建国した。契丹は九三六年に燕雲十六州を 国号を中華風に「大遼」と改称、年 後晋を滅ぼした。翌十年(九四 会同九年 (九四六)、大軍を 耶律尭骨が開封から幽州へ 最初に、 それ以降 五代後

下冊に『開元広品歴章』の関連記述があり、 北宋時代に行われた」とすることには、 する記述があったとしても、 民族の定住地であったが、九三六年以降は宋元時代を通じて漢民族国家では 存在している以上、 われた記録がない」という指摘に関しても、 に「玄逸の録は、 二)に建立された「重修薄伽蔵教記」という碑文に『一切経源品次録』に関 このように、 遼・金・元の征服王朝の領土であった。従って、金大定二年 雲州 わが智証大師によって将来せられている外に、この書が行 北宋に同録が (大同)と幽州 それによって 「行われた記録がない」とは言えないであ (北京)を中心とする地域は古くから漢 すぐさま同意しかねるのである。更 「趙郡(河北省)の従梵の録が、 更に金蔵本 北宋の経録である『天聖総録』 『開元広品歴章』も (一一六

> ろう。 かっている。この貴重なテキストについては、節を改めて紹介しよう。 物だと思い込んでしまうほど、同録に関する情報は不足していたのであろう。 らではなかろうか。 院の高僧でさえ『一切経源品次録』という書物を実見したことがなかったか の高麗初雕蔵本が、 伝存していなかったために、 められることになった。その一方で、『一切経源品次録』 下にだけ流行し、 えられている。このような誤解或いは混乱が生じたのは、 経源□次録』。『正元録』中収入計数、 前述した如く、長らく逸失したと思われていた従梵撰『一切経源品次録』 ただ、『天聖総録』下冊では 契丹蔵に、 わずか一巻だけではあるが韓国国立中央博物館から見つ つまり、『一切経源品次録』は遼・金の征服王朝の支配 汴京伝法院の高僧が そして契丹蔵を媒介として高麗初雕蔵本にも収 『開元広品歴章』に対して、「亦名 紀述源由、 具如本録」という注記が加 『開元広品歴章』と同じ書 は北宋の国内には 当時では北宋伝法 切

### 高麗初雕蔵本 『新纘 切経源品次録』 卷二十

兀

いる。 本 韓国国立中央博物館の 切経源品次録』 巻二十に関する書誌情報が、 「収蔵品データベ ] ス (日本語版) 以下のように公開されて では高麗初雕蔵

新纘 一切経源品次録巻二十

素材 時代:高麗 :: 紙 **—**楮紙

規模:28.5×1664.6

国宝 /宝物:245

番号:新収 13697

詳細情報:一○一一年(高麗顕宗二年)から一○九○年(宣宗七年)までの 貴重な資料である。 経を刊行する時に除外させ、『高麗国新雕大蔵校正別録』三〇巻に代置 雕大蔵経に編入したものであるが、蒙古軍の侵入時守其法師が再雕大蔵 ある。この所藏品は木版本で楮の紙に印刷し、 源品次録は本来、 八〇年にかけて刊行された高麗大蔵経初雕本の1巻である。新纘一 の恒安が編んだ『続貞元釈教録』に載せられたものを導入、刊行し、初 行当時の紺色の表紙と金粉がそのまま残っている。本来は九四五年に唐 して経典の名称、 したがって、 唐の従梵が貞元釈教大蔵録をもとに様々な経典を対照 翻訳者、巻帙などを記録し、三〇巻にまとめたもので この所藏品は初雕本でだけみることができる非常に 巻物状になっている。刊 切経

編集したとしている。

続いて、

第三行から第五行までは、「右の諸蔵経は

「品次録巻二十」の冒頭箇所は、以下のようになっている。節で紹介する同テキストの内容は、すでに公開されている図版に基づく。いので、同本の書誌情報に関しては、上掲の情報以外のことは言えない。本十(以下、「品次録巻二十」と略称する)を実見する機会にはまだ恵まれていな筆者は、韓国国立中央博物館所蔵の高麗初雕蔵本『一切経源品次録』巻二

新纘一切經源品次錄卷第二十 义

大唐沙門從梵依『貞元釋教錄』集

右諸藏經紙、有大小行數不

2、今各隨經卷品目首末、每

即以行數紀之。 紙計二十八行定、餘不成紙者

新續一切經源是次録卷第二 文 大唐沙門從楚依真元釋教錄 集 在諸 職緩然有大小行數不 定令各 随經卷品 目首末每 然計二大行定 餘不成然者 即以行數紀之 中以行數紀之 上快 上快

最初の一行には、「新纘一切 題に続いて「乂」(第五六二帙) という千字文帙号がある。二行 目には、「大唐沙門従梵、依 目には、「大唐沙門従梵、依 で見元釈教録』集」とあり、『新 がでが、「有」とあり、『新 でしたが、「真元釈教録』は唐の沙門

兀 各巻・品の始まりと終わりの経文を示し、一紙に計二十八行と定め、その他 『十誦律』をはじめとする律蔵典籍が計六部、 この中に見える部数・巻数・帙数は、『貞元録』巻十九、 紙に大小あり、行数は一定してない。今、 の概説部分を抜き出せば、以下のようになる。 『開元釈教録略出』巻三の該当箇所と一致している。その後、『摩訶僧祇律』、 部、部、 紙に満たない場合は行数を記す」という、同録の凡例を示している。 次に現れてくるのは、同巻の本文内容である。最初に「声聞調伏蔵、 四百四十六巻、 四十五帙」とあり、 声聞調伏蔵の総数を明かしている。 諸経の巻目・品目の順を追って、 取り上げられている。各典籍 『開元録』巻十三、 五十

一、『摩訶僧祇律』四十卷(或三十卷)

東晉天竺三藏佛陁羅共法顯譯、九百九十七紙、四帙。

真於王舍城、竹林石室之所結也。右一經是根本調伏藏、即大衆部毗奈邪也。佛圓寂後、尊者迦葉集千

一、『十誦律』 六十一卷 (六帙)

34 )

前五十八卷、姚秦三藏佛若多羅等共羅什譯。後毘尼序三卷、東晉三藏

卑摩羅叉續譯。一千四百三十紙。

右一經、即説一切有部毘奈邪藏、佛圓寂後三百年、初從上座部之所出

三、『根本説一切有部毘奈耶』五十卷

也

大唐吳后代三藏義淨譯、新編入錄。八百七十五紙、五帙。

四、『根本説一切有部苾芻尼毗奈耶』二十卷(二帙

大唐三藏義淨譯、新編入錄。三百五十九紙。

『根本説一切有部毗奈耶雜事』四十卷(四帙)

Ħ,

大唐三藏義淨譯、新編入錄。六百四十四紙。

『根本説一切有部尼陁那目得迦』十卷

大唐三藏義淨譯、新編入錄、此八卷、成一百二十五紙

右四經、與『十誦律』俱是説一切有部、然其文理與十誦律非無有異、

不詳所以。

これらの律典六種に対する解説内容は、【附表1】からも明らかなように、これらの律典六種に対する解説内容は、【附表1】からも明らかなように、『貞元録』巻十九と巻三十、『開元録』巻十三と巻二十の内容と対応しており、『貞元録』巻十九と巻三十、『開元録』巻十三と巻二十の内容と対応しており、これらの律典六種に対する解説内容は、【附表1】からも明らかなように、とも重なることが多いのは当然であろう。

『新纘一切経源品次録』の特徴―律典二種の調巻の問題に

五.

注目して

当該二律の調巻上の相違点に注目することによって、 録するテキストの特徴と位置づけを明らかにしたい。 経のテキストと明らかに異なっていることが判明した。そこで、本節では、 構成を復元することが可能になるのである。実際に復元作業を行った結果、 を編纂する際に参照した、九世紀半ばに伝存していた写本大蔵経テキストの 『十誦律』六十一巻、 説一切有部尼陁那目得迦』という二種のテキストの構成は現存する刊本大蔵 「品次録巻二十」に著録されている律典の中でも、特に『十誦律』と『根本 末を生きた従梵が八五五年から八六〇年にかけて『一切経源品次録』三十巻 首尾文言・紙数・行数を詳しく著録している。これらの情報に基づけば、 部尼陁那目得迦』八巻という六種の律典について、それぞれの調巻・品次 芻尼毗奈耶』二十巻、『根本説一切有部毗奈耶雑事』四十巻、『根本説一切有 韓国国立中央博物館所蔵の「品次録巻二十」 『根本説一切有部毘奈耶』 は、 五十巻、 『摩訶僧祇律』 「品次録巻二十」が著 『根本説 四十巻、 切有部苾

## (一)『根本説一切有部尼陁那目得迦』八巻

る。同録巻二十所収の「入蔵録」は、「根本説一切有部尼陀那目得迦十巻巻)は義浄が大周長安三年(七〇三)十月四日に西明寺で訳了したものであ巻)は義浄が大周長安三年(七〇三)十月四日に西明寺で訳了したものであ

本は、 れていたと考えられる。事実、智昇の『続古今訳経図紀』や慧琳の『一切経迦」とされていることから、八巻本より十巻本のほうがより広く受け入れら 本の両方が存在していた。但し入蔵本は「前五巻、 『尼陀那目得迦』と略称する)には八世紀に訳出された当初から十巻本と八巻 これらの記述から明らかなように、『根本説一切有部尼陀那目得迦』(以下、 no.2154, p.694, b27-29)とする。これとほぼ同じ内容は『貞元録』にも見える。 音義』(巻第六十三)に取り上げられているテキスト、そして日本の奈良写経 (前五巻、 いずれも十巻本なのである。 尼陀那。 後五巻、 目得迦。或八巻。 一帙)一百二十五紙」 尼陀那。 後五巻、 (CBETA, T55, 目得

には、 五年成立。以下、『標目』と略称する) (9) のことを窺い知ることが可能である。 『新集蔵経音義随函録』三十巻 これについては同蔵の底本と系統的に近い写本大蔵経に基づいて作成された 迦』もまた十巻本である。 収録している。そして、現存する江南諸蔵に収められている『尼陀那目得 三十四紙【尊】」(CBETA, T55, no.2155, p.741, c10-11) とあり、やはり十巻本を 本である。次に、 る高麗初雕蔵本・高麗再雕蔵本・金蔵本は、 な状況である。まず、 また、十世紀から登場する刊本大蔵経所収の『尼陀那目得迦』も似たよう 「根本説一切有部尼陀那目得迦十巻、 「根本説 江南蔵 一切有部尼陁那目得迦 開宝蔵系統本として、『大蔵経綱目指要録』(一一〇四 (正蔵) 最後に、 (以下、『随函録』と略称する) から、 の入蔵録に当たる『開元釈教録略出』巻下 契丹蔵本そのものは現存していないが、 が言及しているテキスト、並びに現存す 『随函録』巻十六「卑」字函 唐三蔵義浄訳。 一つの例外もなく、 部八巻 (録云、十巻)」(CBE 自一帙、 すべて十巻 ある程度 計一百

『随函録』が実際に参照したテキストは八巻本であったことが分かる。TA,K35,no.1257,p.142,b5-6)とあり、従来の経録が著録する十巻本とは違い、

うである。 うである。 うである。 うである。

『根本説一切有部尼陁那目得迦』十卷〈或八卷

大唐三藏義淨譯、新編入錄、此八卷、成一百二十五紙

右八卷、惣大小頌八十九頌曰。

### 先「尼陁那」四卷

1

①大門惣攝頌曰 [~第七子頌]

卷一〈「初明受近圓」「准此應作」幷後記〉、惣十二紙四行

第八子頌[から、第十子頌まで]

か)。
を二〈「假令不截衣」「由是苾芻故」、子頌二十竟〉、十六行(「十六紙

②別門第三捴攝曰 [~第十子頌

卷三〈「圓壇求寂墮」「佛言隨意作」、子頌三十竟〉、十四紙九行。

③別門第四捴攝曰 [~第十子頌]

卷四〈「戸鐶隨處用」「得惡作罪」〉、十二紙十六行

④別門第五捴攝曰 [~第六子頌]

·卷四]〈「菩薩像供養」「尼陁那竟」、子頌六竟〉、三紙六行

已上、「尼陁那」四十六頌竟。

### 次「目得迦」後四卷

①大門捴攝曰 [~第七子頌]

卷五〈「最初為懺謝」「而噉食之」〉、十四紙十六行。

第八子頌 [~第十子頌]

卷六〈「開許砂糖飲」「信敬者授」、子頌十竟〉、三紙(「十二紙」か)二

十二行。

②別門第二捴攝曰 [~第五子頌]

[卷六]〈「定初有生處」「得惡作」〉、十三行。

第六子頌 [~第十子頌]

卷七〈「豫先為唱令」「當為受取」、子頌二十竟〉、四紙十五行。

③第三別門捴 [~第十子頌]

[卷七]〈「資具衣愚癡」「咸得惡作罪」、子頌〉、十二紙七行。

④別門第四頌曰 [~第十子頌]

卷八〈「與田分不應」「隨意應食」、子頌四十竟〉、十紙二十六行。

已上、「目得迦」[四]十頌竟。

仕方は『開元録』や『貞元録』には見られず、『品次録』独自の発想と調査 尾の語句を記し、当巻・当節の紙数・行数を示している。このような著録の 唐三蔵義浄訳」)・入蔵(「新編入録」)・全体の紙数(「一百二十五紙」)をあらか 店三蔵義浄訳」)・入蔵(「新編入録」)・全体の紙数(「一百二十五紙」)をあらか とめ掲出している。次に、当該経典の実際の構成に沿って、各巻・各節の首 にめ掲出している。次に、当該経典の実際の構成に沿って、各巻・各節の首 以上が、「品次録巻二十」は仏典を著録する際に、まず『貞元録』に従って、 以上が、「品次録巻二十」に見える『尼陀那目得迦』の関連箇所の全容で

結果を反映するものであろう。

興味深いことに、「品次録巻二十」が伝える『尼陀那目得迦』各巻の紙数・行数を合計すると計百二紙となり、冒頭に示されている紙数は『貞元録』が伝える数字をそのまま掲出するものであって、実際に合算した結果は各巻・各意る数字をそのまま掲出するものであって、実際に合算した結果は各巻・各前に掲出した紙数と行数なのであろう。思うに、同一の仏典を一行十七字・一紙二十八行という唐代の写経規格の通りに書写したとしても、『開元録』が伝えで化・進化し続けていくのであって、字数・紙数が維持できるとは限らない。時代が下るに連れて、テキストの調巻方法も内容も堅持されることなく変化・進化し続けていくのであって、字数・紙数・巻数の増減にはテキスく変化・進化し続けていくのであって、字数・紙数・巻数の増減にはテキスく変化・進化し続けていくのであって、字数・紙数・巻数の増減にはテキスく変化・進化し続けていくのであって、字数・紙数・巻数の増減にはテキスく変化・進化し続けていくのであって、字数・紙数・巻数の増減にはテキスく変化・進化し続けていくのであって、字数・紙数・巻数の増減にはテキスく変化・進化し続けているのである。

を、 八から第十までの子摂頌、及び別門第二総摂頌と第一から第五までの子摂頌 六までの子摂頌を収録している。続いて、巻五は、「目得迦」の大門総摂頌 第四総摂頌と第一から第十までの子摂頌、 八から第十までの子摂頌、及び別門第二総摂頌と第一から第十までの子摂頌 四十頌を収めている。巻別にまとめると、巻一は、「尼陀那」の大門総摂頌、 明からなるが、前半の四巻は「尼陀那」四十六頌、後半の四巻は「目得迦」 及び別門第一総摂頌と第一から第七までの子摂頌を、 を、巻三は、別門第三総摂頌と第一から第十までの子摂頌を、 及び別門第一総摂頌と第一から第七までの子摂頌を、 く、八巻本である。そのテキスト内容は全八十九の偈頌とそれらに対する説 「品次録巻二十」が著録する『尼陀那目得迦』は 巻七は、 別門第二の第六から第十までの子摂頌、 及び別門第五総摂頌と第一から第 『随函録』のそれと同じ 巻二は、 巻六は、 及び別門第三総摂頌と 巻四は、 別門第一の第 別門第一の第

と概ね一致している。

迦』の全体構成は以上の通りであるが、この構成は『随函録』が伝えるものの子摂頌を収録している。「品次録巻二十」から窺える八巻本『尼陀那目得第一から第十までの子摂頌を、巻八は、別門第四総摂頌と第一から第十まで

うか。両者間に見られる構成上の異同をまとめれば、下表の通りになる。の八巻本と古くから広く流布していた十巻本の構成とは、どう違うのであろそれでは、「品次録巻二十」と『随函録』だけが伝える『尼陀那目得迦』

(「品次録巻二十」に基づいて復元) 八巻本『尼陀那目得迦』	(大正蔵本に基づく) 十巻本『尼陀那目得迦』
卷一(十三紙相当)	卷一
尼陀那大門總攝頌	尼陀那大門總攝頌曰
尼陀那別門初總攝頌	尼陀那別門初總攝頌
第一~第七子攝頌	第一~第七子攝頌曰
卷二(十六紙か)	卷二
第八~第十子攝頌	第八~第十子攝頌
尼陀那別門第二總攝頌	尼陀那別門第二總攝頌
第一~第十子攝頌	第一~第二子攝頌
卷三(十五紙相当)	卷三
尼陀那別門第三總攝頌	第三~第十子攝頌
第一~第十子攝頌	尼陀那別門第三總攝頌
	第一~第三子攝頌
卷四(十六紙相当)	巻四
尼陀那別門第四總攝頌	第四~第十子攝頌
第一~第十子攝頌	尼陀那別門第四總攝頌
尼陀那別門第五總攝頌	第一~第六子攝頌
第一~第六子攝頌	

は前半四巻に収められている「尼陀那」四十六頌が十巻本では前半五巻、八「目得迦」四十頌を収録している点においては同様である。ただ、八巻本で上表のように、八巻本と十巻本は、前半に「尼陀那」四十六頌、後半に

り、八巻本と十巻本との文字の異同までは知りかねる。
の、八巻本と十巻本との文字の異同までは知りかねる。
と体として、両テキストは巻一を除けば、諸巻の調巻方法は全部違うが、各項目の配列順序はほぼ一致している。なお、「品次録巻二十」は経録、が、各項目の配列順序はほぼ一致している。なお、「品次録巻二十」は経録、が、各項目の配列順序はほぼ一致している。なお、「品次録巻二十」は経録、が、入巻本と十巻本との文字の異同までは知りかねる。

ことから、 積極的に八巻本を採用するような動きもあったに違いない。また、後唐の長 五から八六○年にかけて撰述)には、 他には想像がつかない。但し、『品次録』が編纂された九世紀半ば頃(八五 うがよりまとまった数字であり、分帙しやすい、という蔵書管理上の都合の 見ると、一巻あたりの平均紙数はだいたい十五であり、最後の巻八だけが十 は巻九の末尾から巻十の冒頭にわたっている。そもそも八巻本各巻の紙数を 子摂頌は巻七の末尾から巻八の冒頭にかけて、 二巻に分かれて収録されていることもある。例えば、目得迦別門第二の第四 が二巻にまたがって収録されることが多い。極端な場合は、一首の子摂頌が は明らかである。例えば、十巻本では、 大蔵経に採用されていたことが分かる も唐代の入蔵本として十巻本が選ばれた理由としては、 に、八巻本の構成であってもさほど大きな問題は生じないはずだが、それで 紙と少なくなっているに過ぎない。各巻の紙数の均等性からも分かるよう 八巻本と十巻本の構成を比較すれば、八巻本のほうがより優れていること (九三一) に成立した 八巻本『尼陀那目得迦』が唐末・五代に北方地域で成立した写本 『随函録』が基づいたテキストは八巻本である 十巻本の調巻方法がもつ問題点に気づき 十首を一組とすることの多い子摂頌 目得迦別門第四の第一子摂頌 八巻よりも十巻のほ

> 契丹蔵はそれぞれに『随函録』が拠ったテキストと接点をもつことから、こ 『尼陀那目得迦』もまた八巻本であった可能性が高い。つまり、『品次録』と 更に、北方王朝の官版大蔵経である契丹蔵は『随函録』が参照したものと近 すなわち唐代末頃の写本大蔵経の系譜を受け継いでいることが推測できよう。 紀後半の『品次録』に留められている写本大蔵経の姿との重なり具合が裏付 蔵経に基づいて編纂され、北方地域にだけ流布していたことが挙げられる。 接な関係にあった可能性が浮上してくるのである。 の三者が個々に基づいた写本大蔵経は流布の地域とテキスト系譜において密 い系譜に属する写本大蔵経を底本として開板されていることから、 けるように、十世紀前半に北方地域で流布していた写本大蔵経は九世紀後半 十世紀前半の 『随函録』の共通点として、それぞれ九世紀後半以降に伝存していた写本大 録』が基づくテキストだけが八巻本であることが分かった。『品次録』と も江南系統もすべて十巻本であるが、これらと対照的に『品次録』と 以上の考察の結果、 『随函録』に反映している北方地域の写経大蔵経の姿と、 現存する刊本大蔵経本『尼陀那目得迦』 は開宝蔵系統 『随函

本でいた大蔵経がそれぞれに属するテキスト系譜の親近性が推測されてく 基づいた大蔵経がそれぞれに属するテキスト系譜の親近性が推測されてく 基づいた大蔵経がそれぞれに属するテキスト系譜の親近性が推測されてく 基づいた大蔵経がそれぞれに属するテキスト系譜の親近性が推測されてく

### (二)『十誦律』六十一巻

て、『品次録』、『随函録』、そして契丹蔵の関係をより一層明確にしたい。更にもう一つの事例、すなわち『十誦律』がもつ調巻上の問題の検討を通し『随函録』、契丹蔵の三者間にある関連性が浮かび上がってきた。本項では、前項で『尼陀那目得迦』の調巻が抱える問題に注目したところ、『品次録』、

## 『十誦律』テキストの調巻の問題

智昇撰『開元録』巻十三によれば、『十誦律』六十一巻は姚秦の三蔵弗若智昇撰『開元録』巻十三によれば、『十誦律』六十一巻は姚秦の三蔵弗若るは『貞元録』と「品次録巻二十」にも見える。 智昇撰『開元録』巻十三によれば、『十誦律』六十一巻は姚秦の三蔵弗若るは『貞元録』と「品次録巻二十」にも見える。

用する『十誦律』は六十一巻本であるが、従前の音義書は少なくとも二種類調巻の相違についてしばしば指摘している。それによれば、『随函録』が採律』にはやはり数種類のテキストが並行して流布していたようである。例え経録にこのような指摘があるにも拘わらず、唐末五代に至っても、『十誦

八巻本と二種類の六十一巻本が伝存していたようである。
五十八巻本である。唐代から五代にかけて、『十誦律』には少なくとも五十法の異なる六十一巻本であり、もう一つは、玄応『一切経音義』が基づいたの異本を採用していた。一つは、西川厚大師撰『経音』が参照した、調巻方の異本を採用していた。一つは、西川厚大師撰『経音』が参照した、調巻方

う扱うべきか、筆者は判断に苦しんでいる。 である。ただし、 藏本『十誦律』の中には、 とから、当該の現存本も後期の開宝蔵本であり、六十一巻本の中の一巻であ 十七が現存しており、 認められるのである。 律』は極めて特異であり、その調巻方法は他系統のテキストと大幅に違うだ 南蔵が立て続けに登場した。これら三つの系統の大蔵経に収められた『十誦 ストについて論じることはできない。 は六十巻本であったことが知られる。ところが、開宝蔵本の『十誦律』巻四 けに止まらず、同じ開宝蔵系統に属する前期本と後期本との間ですら違いが や異なっている。そして、刊本大蔵経の三系統の中でも開宝蔵系統の『十誦 蔵に入っている『十誦律』は六十一巻本であるが、『随函録』参照本とはや 同じ系統に属するとすれば、六十一巻本であったと思われる。 律』のテキストはやはり多種多様である。 大蔵経に基づいて、 ると思われる。そして、開宝蔵の初期本の形態を留めているはずの高麗初雕 その後、 十世紀末以降、中原、北方、江南の各地それぞれに伝わった写本 現在のところ、この高麗初雕藏本『十誦律』テキストをど 三つの代表的な刊本大蔵経すなわち開宝蔵、 その内容は高麗再雕蔵本の巻四十七と一致しているこ 例えば、『指要録』 巻数を塗りつぶし、 の記述に基づいて開宝蔵の初期本 契丹蔵本は、 従って、 書き直した痕跡が見られるの 本論文では、このテキ 『随函録』 江南系統の諸 契丹蔵、江 の底本と

# 2 「品次録巻二十」参照本の全体的構成の特徴

「品次録巻二十」は『十誦律』の全体構成について、以下のように示して

いる。

法〈僧戒律相八段、「受具足」下幷雜一十六段相。尼律五段・增文・問右此十誦、揔六十一卷、今各依卷目段次、隨誦配之。此揔明二部僧尼戒

部。毗尼序中、五百・七百律〉。

残」・「尼薩耆」・「単提法一百七十八戒」・「八提舎尼法」、並びに増文二段 尼律五段(第七誦、 六誦、巻三十六~巻四十一)を説く。②中盤の四誦(巻四十二~巻五十八)は、 提法」・「四波羅提提舎尼法」・「衆学一百七」・「七滅諍法」、並びに雑誦 ち「四波羅夷法」・「十三僧残法」・「二不定法」・「三十尼薩耆法」・「九十波逸 六誦、巻一~巻四十一)は、僧律八段(第一~第五誦、巻一~巻三十五)すなわ として、 毗尼序と六十一巻の分巻との対応関係を示せば、以下の通りである らなる。③終盤は、 (第八誦、 という三つの部分から構成されている。具体的には、①前半部分(第一~第 これに拠れば、『品次録』が参照した『十誦律』は六十一巻本であり、全体 ①僧戒律相八段・雑誦、②尼律五段・増文・問部、そして③毗尼序 巻四十七~巻五十)、優波離問(第九~第十誦、巻五十一~巻五十八)か 巻四十二~巻四十六)すなわち「八波羅夷法」・「十七僧 毗尼序四品(巻五十九~巻六十一)である。なお、十誦 第

一、先明僧戒律相幷雜一十六段相

初誦:六卷(巻一~巻六)

二誦:七卷(巻七~巻十三)

三誦:七卷(巻十四~巻二十)

四誦:八巻(巻二十一~巻二十八)

五誦:七卷(巻二十九~卷三十五)

六誦:六卷(巻三十六~巻四十一)

二、明尼律五段・增文・問部

第七誦:五卷(巻四十二~巻四十六)

第八誦:四卷(巻四十七~巻五十)

第九誦:四卷(巻五十一~巻五十四

第十誦:四卷(卷五十五~卷五十八)

三、毗尼序:三卷(巻五十九~巻六十一)

第五十五卷(尾題云五十八、『經音義』亦以此卷為五十八、並非也。)

第五十九卷(此下三卷是律序、此是上卷。『經音義』以此卷為五十五、仍不

第六十卷(律序卷中。『經音義』以此卷為五十六、五十七、非也。此藏只是

第六十一卷(律序卷下。『經音義』以此卷為五十七、非也。

応 二 していたが、それらの音義書はそれぞれ違うバージョンの『十誦律』を参照 次に、可洪は けたのであろうか、 そのテキストの巻五十五と巻五十八の尾題には、 テキスト(「随函十誦」)は していたことが分かる。 これらの異本注記から、 のテキストが存在していたことが窺える。 切経音義』。 『随函録』を撰述する際に『西川経音』・応和尚『経音義』(玄 以下、『玄応音義』と略称する)をはじめとする音義書を参照 本文とは異なる巻数(「五十八」・「六十」)が記されている。 「品次十誦」と同じ構成の六十一巻本であるが、 写本大蔵経の時代には様々な構成をもつ『十誦 まず、 何らかの異本から影響を受 『随函録』 が採用した

げている理由は 調巻上の問題点を想起してもらいたい。智昇は、『十誦律』のテキストの中 下げられている。ここで、 五十五~巻五十七)に収録するものがある、と言う。この指摘を考慮に入れ 違えて第九誦 や「品次十誦」と比較すると、いずれも巻五十五以降の巻次が三巻ずつ繰り たことに求められるだろう。 には、正しくは末尾(巻五十九~巻六十一)に置くべき「毘尼序」三巻を、 『随函録』 『随函録』 の注記がその存在を伝える『十誦律』 (巻五十~巻五十四)と第十誦 「毘尼序」三巻を第九誦 が言及する諸異本が巻五十五以降の巻次を三つずつ繰り下 智昇が つまり、 『開元録』で指摘した『十誦律』が抱える 『随函録』 (巻五十~巻五十四) (巻五十五~巻五十八) との間 の注記に現れる諸異本はか の諸異本は、 の直後に配置し 「随函十誦」 (巻 間

つて智昇が批判したテキスト系統に属するものであることが分かる。

誦」及び「品次十誦」とさほど違わない。
はない。例えば、『西川経音』が採用したテキストは「毗尼序」の配置こそはない。例えば、『西川経音』が採用したテキストは「毗尼序」の配置こそにおいては一致しているが、具体的な調巻方法に関しては必ずしも一様で

これはあくまで『随函録』の注記に基づいて復元される五十八巻本の調巻方 照本の巻五十八の冒頭には せていることである。 従って、同本は全体として五十八巻であったことになる。更に、『玄応音義』 取れる情報による限り、 律』の調巻とはかなり異なるのである。 法であり、 十誦」と「品次十誦」それぞれの巻五十八に見える語句だからである。 塡等字」で締めくくられているが、この「到**石」**、 「品次十誦」 参照本の調巻方法が特異であるのは、同本の巻五十八に「随函十誦」及び になるはずであり、 ならば、 ったと思われる。というのは、同本が「毗尼序」を第十誦の前に置いていた 「随函十誦」の巻五十五に現れる語句とされ、また同巻の末尾は「到矴・ 一方、『玄応音義』の場合は、やや複雑である。『随函録』 「随函十誦」や「品次十誦」の第五十八巻が同本にとっての最終巻 これと現存する高麗再雕藏本『玄応音義』から読み取れる『十誦 の第十誦に相当する四巻(巻五十五~巻五十八)をすべて包括さ 実際に、そこには「五十八」と記されているのである。 「随函十誦」巻五十八の注記によれば、『玄応音義』参 『玄応音義』が参照した 「扙鑽・豍豆・刀匣・湏鑰等字」とあり、これは 『十誦律』 「捉瑱」はいずれも は五十八巻本だ の注記から読み 随函

最後に、「随函十誦」巻五十五と巻五十八の尾題にそれぞれ「五十八」と

る。 うやら、 相当する。『玄応音義』には巻五十九に現れる語句に対する音義釈がないの 前である巻五十五から巻五十七までの三巻に収められ、 この調巻方法の特徴は高麗再雕蔵本『玄応音義』巻十五が参照している『十 の巻五十六及び巻五十七の二巻に相当する、 は、少なくとも『十誦律』に関連する箇所においては異なっているようであ 「品次十誦」 で確認できないものの、 函十誦」と「品次十誦」の巻五十五に当たり、巻六十はそれらの巻五十八に 誦律』六十巻本の構成と見事に符合している。まず「毗尼序」は第十誦の直 本は六十巻本であり、その巻五十九は「随函十誦」と「品次十誦」それぞれ 「六十」と標記されていることから、 『玄応音義』 等の巻五十六と巻五十七の二巻に相当する、と考えられる。ど の現存するテキストと十世紀に可洪が実見したものと 前後二巻の収録状況から、六十巻本の巻五十九は これらの尾題の標記に影響を与えた異 と推測できる。 更に巻五十八は 興味深いことに、 随

## 3 刊本大蔵経本『十誦律』との詳細な比較

で、現存する諸刊本大蔵経本『十誦律』と詳しく比較したい。巻二十」に基づいて北方系統の写本大蔵経本『十誦律』の構成を復元した上て復元した写本大蔵経時代の『十誦律』とを比較した。本項では、「品次録前項では、「品次十誦」及び「随函十誦」と、『随函録』の異本注記に拠っ

現存する代表的な刊本大蔵経本『十誦律』との比較を試みたい。まず、「品せば、【附表2】のようになる。以下、同表に基づきながら、「品次十誦」と節の始まりと終わりの字句、紙数を細かく示しており、その内容を図表で示 「品次録巻二十」は参照した六十一巻本の調巻・内容上の分節、各巻・各

『十誦律』である。江南蔵系統本は六十一巻であり、テキスト内容は全体と 前述したように、『十誦律』所収の 麗再雕蔵本の構成とを比較すると、 少し遅れて「羯磨治償及行法」の「行法」から始まっている。 の一箇所は、 江南蔵系統本は優波離問部である第九誦の第二「問拘舎弥法」から始まるが、 て第八の「七滅諍法」からスタートしている。なお、両本共に、巻二十の末 律の第七「衆学一百七」の途中から始まっているが、江南蔵本ではやや遅れ る。一つは、第三誦の最終巻に当たる巻二十において、「品次十誦」では僧 十誦」と一致している。但し、調巻方法の違いが三箇所だけに認められてい 『指要録』 尾は同じである。次の一箇所は、第九誦の最終巻に当たる巻五十四において、 して十誦五十八巻と毗尼序三巻からなり、 本巻五十六と後述する開宝蔵系統本の巻五十七は同じ箇所から始まっている。 「品次十誦」は少し遅れて第三の「問瞻波法」からスタートしている。最後 「問雑事」の 開宝蔵系統の『十誦律』のテキストは実に複雑である。 次に、この北方系統本のテキストと構成が最も近いのは、 から窺われる開宝蔵初期本の構成と開宝蔵後期本を底本とする高 「羯磨治儐及行法」からスタートしているが、 第十誦の二巻目に当たる巻二十六において、「品次十誦」は 一箇所だけに顕著な相違が認められる。 「毘尼序」は古くから三巻 各誦の巻数や配列もすべて「品次 前述したように、 江南蔵系統本は なお、 江南蔵系統本 (巻五十九~巻 江南蔵

している。この「毘尼序」の調巻の違いを除けば、両者の構成はほぼ一致なっている。この「毘尼序」の調巻の違いを除けば、両者の構成はほぼ一致のため、『指要録』所収本は六十巻本であり、高麗再雕蔵本は六十一巻本に序」の一巻目を巻六十とし、残りの二巻を併せて巻六十一に収めている。そ巻はまとめて巻六十の中に収められている。一方、高麗再雕蔵本は「毘尼六十二)に分けられることが多いが、『指要録』参照本では「毘尼序」の三

いる。 六で終わり、 四十五には百五十二事までを収めている。一方、開宝蔵系統本の巻四十四は 律第三「尼薩耆」から始まり、第四 従って、それ以降は、「品次十誦」と開宝蔵系統本とではすべての巻次が一 事から百二十二事までを、 次十誦」は巻四十四に「単提法」の九十三事から百二十二事までであり、 途中から始まり、 を収録している。一方、 いのほとんどは第七誦に集中している。まず、「品次十誦」の巻四十三は尼 誦から第六誦まで(巻七~巻四十一)はほぼ一致している。両本の調巻の違 八事から始まるが、 の始まりが違っている。「品次十誦」巻四は僧律の第二「十三僧残法」 つずつずれることになり、 を比べると、多くの相違点が発見される。まず、 尼薩者」第二十八事から「単提法」の九十六事までを、 一方、開宝蔵系統本と「品次十誦」等の北方系統の写本大蔵経本の構成と 開宝蔵系統本の第七誦はその六巻目となる巻四十七で終わって 第三「尼薩耆」の第二十七事で終わっている。次に、 開宝蔵系統本は第七事から始まっている。その後の第二 開宝蔵系統本の巻四十三は尼律第二「十七僧残」の そして巻四十六は百五十二事までを収録している。 「品次十誦」 「単提法一百七十八戒」 の第七誦はその五巻目である巻四十 初誦の六巻の中では、 巻四十五は九十七 の九十二事まで の第 卷四 巻

> 十と巻六十一の二巻に収録している。 から、 違は認められない。次の第九誦は、「品次十誦」の巻五十三は「不問四提舎 ば、 初期の開宝蔵本は全体を巻六十の一巻に、そして後期の開宝蔵系統本は巻六 の「毘尼序」は、「品次十誦」は巻五十九から最後の巻六十一までであるが、 からスタートしている。また、「品次十誦」の巻五十八は四波羅夷「殺戒巻 治儐及行法」から始まるが、 順行法五」から始まっている。第十誦は、 法一」から始まっている。 尼及衆学」から始まるが、開宝蔵系統本の巻五十四は問第四誦中の「問受戒 開宝蔵系統本の巻四十九は増三法からスタートする。ただ、この違いを除け 「問瞻波法三」から始まるが、開宝蔵系統本の巻五十五は問第五誦中の 第八誦に関しては、 第八誦の諸巻は巻次こそ一つずつずれてはいるが、分巻方法に大きな相 開宝蔵系統本の巻五十九は 「品次十誦」の巻四十八は増一法の途中から始まるが、 続いて、 開宝蔵系統本の巻五十七はその途中の「行法\_ 「殺戒巻」の途中から始まっている。 「品次十誦」巻五十四は問第五誦 「品次十誦」 の巻五十六は

バリエーションが形成された理由は摑み切れていない。 いずれとも異なっている。現在の筆者には、『十誦律』にこのように多様な 方で、開宝蔵系統本の調巻方法は複雑である上に、江南蔵本と北方系統本の が三箇所に見られる他は、テキストの全体構成はほぼ一致している。その一 本大蔵経蔵本であり、「品次十誦」と「随函十誦」の二本と比べると、違い

とした宋思渓蔵本等との間には、『校正別録』が指摘した三箇所以外にも、 ほぼ同文の指摘が高麗再雕蔵本『十誦律』巻五の末尾にも見える。更に、大 巻五には顕著な相違が三箇所にわたって存在することを指摘している。また、 『校正別録』巻二十は、契丹蔵本と開宝蔵本のそれぞれが収録する『十誦律』 正蔵本『十誦律』巻五の「校注」によれば、底本である高麗再雕蔵本と校本 かりは、高麗再雕蔵の編集作業を率いた守其等の『校正別録』の中にある。

## 契丹蔵本『十誦律』の本文内容

顕著な相違が二箇所に存在している。

契丹蔵本『十誦律』は現存していないが、その本文内容の特徴を知る手掛

	(※高麗再雕蔵本は、千三百二十九字、多い) (CBETA, T23, no.1435, p.37, 注4)	「尼薩耆波夜提」等、凡九十七行文、国本·宋本所無者、丹本無此中十二字、而有「又比丘得不具足衣」乃至「尼薩耆波夜提」之下「十二日乃至三十日皆如上説」者、同巻第二十九張第四行、即今正本第三十七張第四行	「尼薩耆波夜提」(等)、凡九十七行、国本・宋本所無者、丹本無此中十二字、而有「又比丘得不具足衣」乃至「尼薩耆波夜提」之下「十二日乃至三十日皆如上説」者、同卷第二十九張第四行、即今正本第三十七張第四行
	(X) 高麗再雕蔵本は、千二百五十七字、多い) (X) 高麗再雕蔵本は、千二百五十七字、多い)	同卷二十七張第十三行、即今正本第三十一張第十三行、同卷二十七張第十三行、即今正本第三十日亦如上説」 「尼薩耆波夜提」之下、「十二日乃至三十日亦如上説」 現望得」乃至「至三十日地了時、尼薩耆波夜提」等、 凡九十二行文、国本・宋本並無者、今依丹本遆而足之。 (CBETA. T23, no.1435, p.42, A6-12)	同巻二十七張第十三行、即今正本三十一張第十三行、同巻二十七張第十三行、即今正本三十一亦如上説」 「尼薩耆波夜提」之下、「十二日乃至三十日亦如上説」 者、丹本無此中十二字、而有「又比丘得不具足衣、停 更望得」乃至「至三十日地了時、尼薩耆波夜提」等、 凡九十二行、国本・宋本並無者、今依丹本遆而足之。 (下略) (CBETA, K38, no.1402, p.649, a4-10)
(45)	大正蔵本『十誦律』巻五「校注」 大正蔵本『十誦律』巻五「校注」 (※高麗再雕蔵本は、千二百五十七字、多い)	大正蔵本『十誦律』巻五 大正蔵本『十誦律』巻五 大正蔵本『十誦律』巻五 大正蔵本『十誦律』巻五 大正蔵本『十誦律』巻五 大正蔵本『十誦律』巻五 大正蔵本『十誦律』巻五	高麗蔵本『校正別録』巻二十 此巻第二十六張第二行、「夜提」之下、乃至「三十日皆 如上説」者、丹本無此中九字、而有「又比丘得不具足 で、四本・宋本並無者、今依丹本遆而足之。(下略) (CBETA, K38, no.1402, p.647, b21-c3)

(※契丹蔵本は、千三百六十一字、多い) (CBETA, K38, no.1402, p.650, b11-18)	今依丹本遆而足之。 (CBETA, T23, no.1435, p.42, a13–18)	
(言及なし)	(言及なし)	(X比丘…不足者留) 一千二十一字=(十二日乃至三十日皆如上説) 十二字【宋】【元】【明】 (CBETA, T23, no.1435, p.40, 注6)
(言及なし)	(言及なし)	〔此巻…足之〕二百七十二字 - 【宋】【元】【明】 (CBETA, T23, no.1435, p.42, 注1)
計三千九百三十五字、多い。※上掲の三箇所を併せて、契丹蔵本は、開宝蔵本より、	開宝蔵本より、※高麗再雕蔵本巻五の総字数は、計一万七千五百二十	り、計五千百二十四字、多い。※上記の五箇所を併せて、高麗再雕蔵本は、宋版等よ

丹蔵本と最も近接している、という結果になるのである。巻五の文字数に着目して検討した場合においても、「品次十誦」はやはり契千字近くは増補されている高麗再雕蔵本の字数と最も近接している。従って、(の字数は、現存する諸刊本の中では、契丹蔵本に基づきながら少なくとも四 46

蔵本にも見えるが、元普寧蔵本と明嘉興蔵本では「八法中那般茶盧伽法第四、 蔵本にも見えるが、元普寧蔵本と明嘉興蔵本では「八法中那般茶盧伽法第四、 と、高麗再雕蔵本『十誦律』巻三十一では「八法中般茶盧伽法第四」となっ と、高麗再雕蔵本『十誦律』巻三十一では「八法中般茶盧伽法第四」となっ た、高麗再雕蔵本『十誦律』巻三十一では「八法中般茶盧伽法第四」となっ でおり、その直後に「丹本云『八法中苦切羯磨法第四之初』」(CBETA, T23, no.1435, p.221, a18-19)という異本注記が存在するのである。因みに、『大正 でおり、その直後に「丹本云『八法中苦切羯磨法第四之初』」(CBETA, T23, no.1435, p.221, a18-19)という異本注記が存在するのである。因みに、『大正 でおり、その直後に「丹本云『八法中苦切羯磨法第四というサブタイトルは思溪 である。一つは、「品次十誦」と裏付ける証拠を した。日本では「八法中那般茶盧伽法第四、 でおり、その直後に「丹本云『八法中苦切羯磨法第四、というサブタイトルは思溪 でおり、その直後に「丹本云『八法中書切羯磨法第四」というサブタイトルは思溪 である。日本では「八法中那般茶盧伽法第四、

次十誦」と契丹蔵本のみ、ということになる。法上」とある。従って、諸本の中で「苦切羯磨法第四」と表記するのは「品亦云苦切羯磨」となっている。一方、日本の聖語蔵本の巻三十一には「白病

のは「品次十誦」と契丹蔵本、そして聖語蔵本の三種だけなのである。 のは「品次十誦」と契丹蔵本、そして聖語蔵本の三種だけなのである。 のは「品次十誦」と契丹蔵本、そして聖語蔵本の三種だけなのである。 のは「品次十誦」と契丹蔵本、そして聖語蔵本の三種だけなのである。 のは「品次十誦」と契丹蔵本、そして聖語蔵本の三種だけなのである。

の共通点と近接性が認められるのである。においても、「品次十誦」と契丹蔵本との間には他の諸刊本が及ばないほど字数、そして巻三十一と巻三十三のサブタイトルの標記内容に注目した結果このように、テキストの全体的構成のみならず、『十誦律』巻五全体の文

### 5 まとめ

誦」を除くと、その他のテキストはいずれも「毘尼序」を第九誦と第十誦とキストには数種類のバリエーションがあるものの、「品次十誦」と「随函十的構成と、経録・音義書から復元される写本大蔵経時代の『十誦律』や現存的構成と、経録・音義書から復元される写本大蔵経時代の『十誦律』や現存以上、「品次十誦」と他の『十誦律』諸本、特に契丹蔵本『十誦律』との以上、「品次十誦」と他の『十誦律』諸本、特に契丹蔵本『十誦律』との

が、他の諸巻の調巻方法をめぐっては多くの齟齬が見受けられた。「品次十誦」・「随函十誦」と同様に、「毘尼序」を第十誦の後に配置しているの間に配置していることが判明した。一方、現存する刊本大蔵経本はすべて、

確認できたのである。
『十誦律』諸本がもつ全体的構成の多様性に注目しながら考察した結果、『十誦律』諸本がもつ全体的構成の多様性に注目しながら考察した結果、『十誦律』諸本がもつ全体的構成の多様性に注目しながら考察した結果、『十誦律』諸本がもつ全体的構成の多様性に注目しながら考察した結果、『十誦律』諸本がもつ全体的構成の多様性に注目しながら考察した結果、

にも、 丹蔵の底本として採用することになった写本大蔵経と、 『一切経源品次録』をその正蔵目録として採用した理由もおのずと明らかに 察を通じて得られた知見とも一致する。この二つの事例に基づけば、 なってくるであろう。 『続開元録』 録』が、やはり古くから伝わっていたであろう『開元録』やこれを受け継ぐ れる。この北方系統の大蔵経間の関係性を理解できれば、契丹蔵の『入蔵 伝存していた写本大蔵経の特徴を受け継いでいることの証左である、 録』、『随函録』、そして契丹蔵本の三本の間にだけ見られる共通点が存在す ることは、それら三本が共に九世紀後半から十世紀前半にかけて北方地域に 『十誦律』諸本の検討から得られた結果は、前節で『尼陀那目得迦』の考 最も近接していたからなのである。 や『開元広品歴章』ではなく、『貞元録』を受け継いで成立した 『一切経源品次録』 が参照した写本大蔵経こそが、契 系譜的にも、 と思わ 品次

録』の拠り所の一つであったことを明らかにしようとした。録』巻二十という新しい資料に注目し、同録は覚苑が撰述した契丹蔵『入蔵本論文では、高麗初雕蔵本にだけ保存されてきた従梵の『一切経源品次

考えたのである。

孝えたのである。

孝えたのである。

『一切経源品次録』と『開元広品歴章』に対する注記として、なぜか『一切経源品次録』に関する内容を記入していることに起因する。この誤記或いは混乱にミスリー関する内容を記入していることに起因する。この誤記或いは混乱にミスリー関する内容を記入していることに起因する。この誤記或いは混乱にミスリー関する内容を記入していることに起因する。この誤記或いは混乱にミスリー以経源品次録』と『開元広品歴章』という二つの目録が混同されるようを』とは実際には従梵の『一切経源品次録』のテキストが発見されるまでの長い間、従来、特に『一切経源品次録』のテキストが発見されるまでの長い間、

録』は大蔵経の閲覧者にとっては無益であると判断し、同録を排除して、そ著えるのである。ただ、その後、高麗再雕蔵の編集チームは『一切経源品次は、契丹蔵も看過できない影響を及ぼしていたことの証左に他ならない、とに収録されているという事実は、高麗初雕藏の成立過程には開宝蔵のみならに収録されているという事実は、高麗初雕蔵の成立過程には開宝蔵のみならに収録されているという事実は、高麗初雕蔵の成立過程には開宝蔵のみならに収録されているという事実は、高麗初雕蔵のは立過程には開宝蔵のみならに収録されているという事実は、高麗初雕蔵の成立過程には開宝蔵のみならに収録されているという事実は、高麗初雕蔵の成立過程には開宝蔵のみならは、契丹蔵も看過できない影響を及ぼしていたことの証券には、とれているという事実は、高麗初雕蔵の成立過程に他ならない、と考えるのである。ただ、その後、高麗初雕蔵の成立過程に他ならない、と

の代わりに『校正目録』を収録することになる。

則な決断に基づくのである。 以上の流れをまとめれば、開宝蔵は『開元広品歴章』三十巻を収録し、こ以上の流れをまとめれば、開宝蔵は『開元広品歴章』三十巻を収録しているのかは、その大蔵経がどのような構想に従い、どの大蔵経を基盤としているのかは、その大蔵経がどのような構想に従い、どの大蔵経編集者の気まぐれなどによるものでは決してない。ある大蔵経が、どの経録を載せているのかは、その大蔵経がどのような構想に従い、どの大蔵経編集者の成立しているのか、を示すものであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真成立しているのか、を示すものであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真成立しているのか、を示すものであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真成立しているのか、を示すものであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真成立しているのか、を示すものであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真成立しているのか、を示すものであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真成立しているのか、を示すものであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真いるのかは、その大蔵経がどのような構想に従い、どの大蔵経を基盤としているのかは、その大蔵経がどのような構想に従い、どの大蔵経を基盤としているのかは、その大蔵経過を収録し、これに対して対しているのが、というは、というないのであって、入蔵すべき経録の選択は極めて真がない。

れ、 録)に基づいて編集されが、各大蔵経の個性が最も集中的に顕れるのは、 の基準をどのように受け継ぎ、その後続部分をどうまとめるのかは、 0 て異なる。だからこそ、開宝蔵における『開元広品歴章』、契丹蔵にとって は続蔵の部分である。続蔵部分がいかなる経録に従うのかは、 正蔵部分は「開元入蔵録」 八十帙の正蔵部分と、その後に現れる続蔵部分という二つの部分からなる。 「開元入蔵録」によって大蔵経の正蔵基準がすでに樹立されている以上、そ 「開元入蔵録」を拠り所とし、 開 一般に、漢文大蔵経の全体構成は、 『一切経源品次録』、そして高麗再雕蔵が選択した『校正目録』はそれぞ 各大蔵経の基盤にある構想や編集方針に応じて選ばれているのであろう。 元広品歴章』と『一切経源品次録』の最も根本的な相違は、 或いは『開元釈教録略出』 後者は おおむね『開元入蔵録』に基づく四百 『貞元入蔵録』に基づくことにある。 (江南系統大蔵経の入蔵 大蔵経によっ 前者は 後世の 実

典の増補を主目的として撰述された経録である。心がけ、円照の『続開元録』三巻は「開元入蔵録」の成立後に翻訳された仏開元釈教広品歴章』三十巻は「開元入蔵録」をより詳細に展開させることを開金録が常に向き合わなければならない問題であった。例えば、玄逸の『大唐

その系譜を受け継ぐ経録である。ところが、貞元十六年(八○○)に円照が『貞元録』三十巻を進上すると、大況はやや複雑になった。円照自身が意図していたかどうかは別として、状況はやや複雑になった。円照自身が意図していたかどうかは別として、上でなると、「貞元入蔵録」に基づく経録も登場するようになった。そこで、唐末入蔵録」は新たな大蔵経の収録基準を樹立することになった。そこで、唐末入蔵録」は新たな大蔵経の収録基準を樹立することになった。そこで、唐末入蔵録」は新たな大蔵経の収録基準を樹立することになった。そこで、唐末入蔵録」は新たな大蔵経の収録基準を樹立するようになった。

更に高麗初雕蔵には『一切経源品次録』、 聖総録』は の収録状況は決して偶然の産物ではないことが理解されよう。 を強く受ける。 ると、開宝蔵が 『続貞元録』 したかのように金蔵には 方、高麗の初雕蔵・再雕蔵の両方は『貞元録』を伝えるだけに止まらず、 経録の系譜を辿り、 校本とした契丹蔵からの影響を反映しているのであろう。 『貞元録』 が保存されているのである。『天聖総録』と金蔵の収録状況を見 『開元広品歴章』と『続開元録』を著録しているが、これに準拠 高麗蔵に見られる経録選択の傾向は、底本である開宝蔵では 『開元録』の系譜に連なる経録を重視する傾向を示す一方で、 の系譜に属する経録を積極的に収録しているという印象 その展開がもつ意味を知れば、各大蔵経における経録 『開元広品歴章』と『続開元録』が伝存している。 高麗再雕蔵には『続開元録』と 例えば、『天

> るのかは慎重な考慮を経て決定されているのであって、 典籍とその配列は、 らの収録典籍とそれらの配列状況を見ると、 たその配列を決める根拠としての役割を果たしていることを忘れてはならな キストとして収録されているのではなく、 存在することからも分かるように、それぞれの大蔵経にいかなる経録を収め 蔵においては、一部の配列に変更があるものの、 とではかなり異なっているのである。『天聖総録』が収録する四朝訳経等の た。実は、唐代中期以降の玄宗・粛宗・代宗・徳宗の、いわゆる四朝訳経か 元録』が著録する典籍とその配列に従っているのである。このような相違が 高麗蔵が契丹蔵から受け継いだのは経録のテキストだけではなかっ 円照撰『続開元録』と厳密に対応している。一方、 入蔵させるべき典籍を選択し、ま 高麗蔵と『天聖総録』及び金蔵 原則としては恒安の その経録は単なるテ

差し替えられたことである。なお、 三つは、高麗初雕蔵 説仏名経』の後半十巻(巻二十一~巻三十)が、高麗再雕蔵ではやはり契丹蔵 に変更されたことである。二つは、高麗初雕蔵(漢五五五帙)が収める『仏 三箇所の相違が認められる。一つは、『続貞元録』 三十巻が、 に由来する『釈摩訶衍論』十巻 高麗再雕蔵では契丹蔵に由来する『大宗地玄文本論』二十巻 蔵 たのは、 因みに、 (迴五五四帙)が収める『仏説仏名経』の前半二十巻(巻一~巻二十)が 本論文で考察したように、 四朝訳経の収録部分において、 高麗再雕蔵では (俊五六一帙~密五六三帙) 『校正別録』三十巻 (漢五五五帙) 高麗蔵が全体として基づいた底本である 高麗再雕蔵が『一切経源品次録』を退け 高麗初雕蔵と高麗再雕蔵とでは計 に差し替えられたことである。 が収める『一切経源品次録』 (俊五六一帙~密五六三帙)に (侈五一五帙) と高麗初雕 (迴五五四帙

統大蔵経のそれらとの間にはあまりにも多くの違いが存在することもあって、 開宝蔵の収録典籍・調巻・配列などと『一切経源品次録』が参照した北方系 ほとんど役に立たない」と判断されたからである。 「於看覧蔵経者、 所益無幾」、つまり「大蔵経(高麗蔵) の閲覧者にとっては、

- (2)塚本善隆[一九三六→一九七五]「仏教史料としての金刻大蔵経」、京都:『東 (1)横超慧日 [一九三五]「新出金版蔵経を見て」東京:『東方学報』東京第五冊 続篇、北支満鮮調査旅行報告、一九三五年、二八三~三〇七頁、図版第一~第四頁。
- 巻:中国近世仏教史の諸問題』(東京:大東出版社、一九七五年、九三~一二八 頁)に再録されている。本論文は、後者の再録を参照している。 方学報』第六冊、一九三六年、二六~一〇〇頁。後に、『塚本善隆著作集第五
- (3)『宋会要輯稿』「道釈二之八・伝法院」に、以下のように述べられている。「仁 始畢。是年、惟浄言、蔵乗名録、類例尤多、今所流進、凡有三録、僧智升撰即 巻、是書大中祥符九年(一〇一六)詔惟浄撰、令潤文官趙安仁・楊億刊定、至是 宗天聖四年(一〇二六)、潤文官翰林学士夏竦与僧衆、上新訳経章(音)義七十 凡そ六千一百九十七巻である」(『大正蔵』巻四九、四〇九頁上)と言う。 〇二七)に「三蔵惟浄が大蔵経目録二帙を進上し、『天聖釈教録』の書名を賜る。 九十七巻」。更に、仏教側の資料である『仏祖統記』巻四十五は、天聖五年(一 経総成一録。詔惟浄合三録、令続訳経律論・西方東土聖賢集伝、為之凡六千一百 『開元録』・円升(照)撰『正(貞)元録』・円照『続正(貞)元録』、今請将皇朝
- (4)成尋『参天台五台山記』巻七、熙寧六年三月十五日の記事に「照大師・聖 秀·張行者至感慈塔院、買来『天聖摠目録』一部三帖、六百文者。(中略)『天聖 B32, no.174, p.402, b7-11) とある<sup>°</sup> 目録』、天聖五年作了、至今年卌七年。此間新経論、不入『天聖録』。」(CBETA
- (5)『中華大蔵経』第七十三冊(CBETA、A110)にも収録されている

- (6)『天聖釈教総録』下冊 (CBETA, A110, no.1499, p.680, a8-12)
- (7) 『宋高僧伝』巻五に、「既綜結其科目、諒条而不紊也。 (8)『宋高僧伝』巻五に、「釈玄逸、姓竇氏、即玄宗神武皇帝従外父也。」(CBE 邑紙書、校知多少、縛定品次、俾後世無悶焉。其章頗成倫要、備預不虞古之善制 広品暦章」焉。考其大小乗経律論幷東西土賢聖集共一千八十部、以蒲州・共城二 有楽陵尹霊琛為序。逸後不知所終。」(CBETA, T50, no.2061, p.734, b8-14) とある 都為三十巻、
- (9) 「続貞元釈教録』に、「一切経源品次録一部三十巻、 TA, T50, no.2061, p.734, a24) とある。 趙郡業律沙門従梵、 自大

中九年乙亥歳(八五五)、止咸通元年庚辰歳(八六〇)、依『貞元入蔵録』集」

- (CBETA, T55, no.2158, p.1049, a11-12) とある。
- 〔10〕関野貞「大同大華厳寺」、『常磐還暦紀念仏教論叢』、一五一~一六六頁。関野 博士記念事業会編『関野博士論文集』第四巻『支那の建築と芸術』(東京:岩波 書店、一九三九年)に収録。
- (11)「大金国西京大華厳寺重修薄伽蔵教記」と題される碑文の一行目に、「雲中段 子卿撰、京東会竜寺講経沙門法慧書、雲中張公徽篆、雁門解遵仁刊」とある。
- (12) 契丹蔵の雕造年代に諸説があるが、竺沙雅章 [一九九四]「新出資料よりみた 年(一〇五三)頃に完成を見たが、五百七十九帙を規模とする全蔵が完成を見た 遼代の仏教」(『禅学研究』七二号、九五頁)は、契丹蔵の主幹部分は重熙二十二 のは更に後年になってからであると言う。
- (13)『新編諸宗教蔵総録』巻下に、「『続開元釈教録』三巻、詮暁集(旧名詮明)」 no.1513, p.354, a17-19//Z 2B: 3, p.451, d2-4//R130, p.902, b2-4) とある。 皆被焚除。其偽妄条例。則『重修貞元続録』三巻中載之詳矣。」(CBETA, X75 遼皇帝詔有司、令義学沙門詮暁等再定経録。世所謂『六祖壇経』・『宝林伝』等、 (CBETA, T55, no.2184, p.1178, b24-25)とある。『釈門正統』巻八には、「近者大
- 〔14〕何梅[二○一四]「『遼蔵』目録校釈」、同氏『歴代漢文大蔵経目録新考』(上 下二冊)、北京:社会科学文献出版社、上冊、 一四~一五頁。
- (15) 韓国国立中央博物館 「収蔵品データベース」(https://www.museum.go.kr/

- づく)。 がく)。
- 50°。 三年(七○三)十月四日、於西明寺訳)」(CBETA, T55, no.2154, p.568, a6-8)と(16)『開元釈教録』巻九に、「『根本説一切有部尼陀那目得迦』十巻(或八巻。長安
- TA, T55, no.2152, p.370, b11-12)とする。TA, T55, no.2152, p.370, b11-12)とする。
- 等になる。 録』校釈」(何梅『歴代漢文大蔵経目録新考』、上冊、二九~三四頁)の概説が参録』校釈」(何梅『歴代漢文大蔵経目録新考』、上冊、二九~三四頁)の概説が参い。 | (1) | (1) | (1) | (1) | (2) | (3) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4) | (4)
- なる。 校釈」(何梅『歴代漢文大蔵経目録新考』上冊、三四~三九頁)の概説が参考に 校釈」(何梅『歴代漢文大蔵経目録新考』上冊、三四~三九頁)の概説が参考に〔9)王古『大蔵聖教法宝標目』について、何梅[二○一四]「『大蔵聖教法宝標目』
- ある。 も行った。なお、〈 〉で括った文字は、原文では小字割注になっている箇所でと共に、適宜、分段(アラビア数字)・改行・補足([ ]で括った字を加える)(20)翻刻文を載せる際には、より分かり易くするために、筆者が句読点を加える
- no.2154, p.618, b21-22)とある。 弗若多羅等共羅什訳、後毘尼序三巻、東晋三蔵卑摩羅叉続訳)」(CBETA, T55, の.2154, p.618, b21-22)とある。
- p.725, b7-11)とある。 p.725, b7-11)とある。 p.725, b7-11)とある。 p.725, b7-11)とある。
- (24)『大蔵聖教法宝標目』巻七に、「十誦律六十一巻 あったとも考えられる。 十四、 釈子、不失比丘法、故名不異分。初誦一至六、戒姪盗殺等法。二誦七至十三、 法・波羅提提舎尼法・衆多学法・止諍法、名不異分。若犯是事、故名比丘、 法名異分。若犯一事非沙門、非釈子、失比丘法、故名異分。次僧残不定捨堕堕 て、『大蔵聖教法宝標目』が参照した『十誦律』は開宝蔵系統以外のテキストで く、数種類のテキストが混在する「混合大蔵経」だったと考えられている。そし 指摘するように、『大蔵聖教法宝標目』が基づいた大蔵経は純粋な開宝蔵ではな 四]「『大蔵聖教法宝標目』校釈」(『歴代漢文大蔵経目録新考』上冊、三七頁)が で『随函録』参照本と江南蔵系統本の構成とほぼ一致している。何梅 [二〇一 と考えられている。ところが、『大蔵聖教法宝標目』に取り上げられている六十 は、原則として、『指要録』と同様に、開宝正蔵(天一帙~英四八○帙)の実録 品。」(CBETA, L143, no.1608, p.656, b15-p. 657, b1)とある。『大蔵聖教法宝標目』 駆擴故出精苦切依止羯磨等法、三十四臥具、三十五諍事法。六雑誦三十六至四十 一巻本『十誦律』は『指要録』参照本と高麗再雕蔵本のいずれとも異なり、一方 鉢等法。三誦十四至二十、戒用虫水・九十波逸提・説罪滅諍等法。四誦二十一至 二十八、受具布薩・自态安居・皮革医薬衣等法。五誦二十九至三十三、施衣懺悔 一、種種制戒。七誦四十二至四十六、尼戒。八誦四十七至五十、増 優波離問事。十誦五十五至五十八、善誦。五十九説結集事。六十毗尼雑 【摂】【以】。右初誦四波羅夷 一法。九誦五
- (策五二一帙~実五二四帙)として移動されている点にある。高麗蔵では李通玄『華厳経論』四十巻(勒五二五帙~銘五二八帙)の直前の四帙との間に配置されている唐般若訳『四十華厳経』(高五○五帙~輦五○八帙)が、(25) 最も顕著な変更は、『続貞元録』では『大乗本生心地観経』と『仏説十地経』

### 付記

研究の助成による成果である。本稿は、科学研究費基盤研究(A)〔課題番号(20H00008)〕の分担

### 【附表 1】

『新纘一切經源品次錄』	『貞元新定釋教目錄』	『開元釋教錄』	『開元釋教錄略出』
卷第二十 乂 大唐沙門從梵依貞元釋教錄集	(大正蔵本)	(大正蔵本)	(大正蔵本)
右諸藏經紙、有大小行數不定、今各隨經卷品目首末、每紙計二十八 行定、餘不成紙者、即以行數紀之。			
聲聞調伏藏、 五十四部、 四百四十六卷、 四十五 帙	(卷十九) 聲聞調伏藏 五十四部、四百四十六 卷 (卷二十三) 聲聞調伏處 六十一部、四百九十三 卷、五十帙	(卷十三) 聲聞調伏藏 五十四部、四百四十六 卷、四十五帙	(卷三) 聲聞調伏藏 五十四部、四百四十六 卷、四十五帙
摩訶僧祇律四十卷(或三十卷)東晉天竺三藏佛陁羅 共 法顯譯、九百九十七紙、四帙 右一經、是根本 調伏藏、即大衆部毗奈邪也。佛 圓寂後、尊者迦葉集千應真、於王舍城竹林石室之所結也。	(卷二十三) 摩訶僧祇律四十卷 (或三 十卷) 東晉天竺三藏佛陀跋陀 羅共法顯譯。 單本四帙 右一經是根本調伏藏、即 取後、尊者迦葉集千 應真、於王舍城竹林石 室之所結也。 (卷三十) 摩訶僧祇律四十卷 (或三 十卷、四帙) 九百九十七紙	(卷十三) 摩訶僧祇律四十卷 (或云 三十卷四帙) 東晉天竺三藏佛陀跋陀 羅共法顯譯 (單本) 右一經、是根本調伏藏、 即大衆部毘奈耶也。 佛 圓寂後、尊者迦葉集千 應真、於王舍城竹林石 室之所結也。 (卷二十) 摩訶僧祇律四十卷 (或云 三十卷、四帙) 九百九十 七紙	(卷三) 摩訶僧祇律四十卷 東晉天竺三藏佛陀羅共 法顯譯 (單本) 自四帙、計一千一十五 紙 【優】【登】【仕】【攝】
十誦律六十一卷(六帙)(前五十八卷、姚秦三藏佛若多羅等共羅什譯。後毘尼序三卷、東晉三卷、東晉三十紙一一一經不不可以,一十四經、一十四經、一十四經、一十四經、一十四經、一十四經、一十四經、一十四經、	(卷二十三) 十六帙 (前五十八卷、姚秦三藏弗 [若] 多東晉三藏 卑摩羅又 天養、東晉三藏 卑摩羅 有後 之 天養、東晉三藏 即 、一經 取 、一經 取 、一經 取 、一經 取 、一經 取 、一經 取 、一經 取 、一經 取 、一經 取 、一經 和 、一個 上 、一經 和 、一個 上 、一級 和 、一級 一級 和 、一級 一級 一級 一級 一級 、一級 一級 一級 、一級 一級 、一級 一級 、一級 、一級 、一級 、一級 、一級 、一級 、一級 、一級 、一級 、	(卷十三) 十部律六十一卷 六帙 (前五十八卷、姚秦三藏弗 若多羅等共羅什譯。後毘尼 序三卷、東晉三藏卑摩羅叉 續譯。) 右一經職就一切寂之一一一一一一一一一一卷 (此十三十五卷、 至五十二十一卷 (六帙) 一千四百三十紙	序三卷、東晉三藏卑摩羅叉 續譯。) 自六帙、計一千四百七 十四紙 【職】【從】【政】【存】

『新纘一切經源品次錄』 卷第二十 乂 大唐沙門從梵依貞元釋教錄集	『貞元新定釋教目錄』 (大正蔵本)	『開元釋教錄』 (大正蔵本)	『開元釋教錄略出』 (大正蔵本)
根本説一切有部毘奈耶 五十卷 大唐吳后代三藏義淨譯 新編入錄 八百七十五紙 五帙	(卷二十三) 根本説一切有部毘奈耶 五十卷 五帙 大唐天后代三藏義淨譯 新編入錄 (卷三十) 根本説一切有部毘奈耶 五十卷 五帙 八百七十五紙	(卷十三) 根本説一切有部毘奈耶 五十卷 五帙 大唐天后代三藏義淨譯 新編入錄 (卷二十) 根本説一切有部毘奈耶 五十卷 五帙 八百七十五紙	(卷三) 根本説一切有部毘奈耶 五十卷 唐三藏義淨譯 自五帙計九百三紙【棠】 【去】【而】【益】【詠】
根本説一切有部苾芻尼 毗奈耶二十卷 (二帙) 大唐三藏義淨譯 新編入錄 三百五十九紙	(卷二十三) 根本説一切有部苾芻 [尼] 毘奈耶二十卷 二帙 大唐三藏義淨譯 新編入錄 (卷三十) 根本説一切有部苾芻尼 毘奈耶二十卷 二帙 一百五十九紙	(卷十三) 根本説一切有部苾芻尼 毘奈耶二十卷 二帙 大唐 三藏 義 淨 譯 (新編入錄) (卷二十) 根本説一切有部苾芻尼 毘奈耶二十卷 二帙 三百五十九紙	(卷三) 根本説一切有部苾芻尼 毘奈耶二十卷 唐三藏義淨譯 自二帙計三百七十九紙 【樂】【殊】
根本説一切有部毗奈耶 雜事四十卷 四帙 大唐三藏義淨譯 新編入錄 六百四十四紙	(卷二十三) 根本説一切有部毘奈耶 雜事四十卷 四帙 大唐三藏義淨譯新編入 錄 (卷三十) 根本説一切有部毘奈耶 雜事四十卷 四帙 六百四十四紙	(卷十三) 根本説一切有部毘奈耶 雜事四十卷 四帙 大唐三藏義淨譯新編入 錄 (卷二十) 根本説一切有部毘奈耶 雜事四十卷 (四帙) 六百四十四紙	(卷三) 根本説一切有部毘奈耶 雜事四十卷 唐三藏義淨譯 自四帙計六百六十六紙 【貴】【賤】【禮】【別】
根本説一切有部尼陁那 目得迦十卷(或八卷) 大唐三藏義淨譯、新編 入珠、成一百二十五紙 八七五紙 石四經與『十誦律』、 是說一一, 是說, 一, 一, 一, 一, 一, 一, 一, 一, 一, 一, 一, 一, 一,	(卷二十三) 村子一十三) 村子一十三) 村子一十一卷(八三藏) 一百) 一十一卷(八三藏) 一百) 一十一卷(八三藏) 一十一卷(八三本) 一十一卷(八三本) 一十一卷(八三本) 一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(卷十三) 根本説一切有部尼陀那 目得一大声, 一大声, 一大声, 一大声, 一大声, 一大声, 一大声, 一大声,	(卷三) 根本説一切有部尼陀那 目得迦十卷唐三藏義淨 譯自一帙計一百三十四 紙 【尊】

### 【附表 2】

	録巻二十」 涌・分巻	北方 系統本	江南 系統本	開!	宝蔵系統	本		品次錄巻二十」の j・首尾の経文・紙数
十誦	分巻	隨函録・ 標目	開元寺 藏本	指要録	高麗初 雕本	高麗再 雕本	分節	首尾の経文・紙数
初誦 (此六	卷一之一	卷1	卷1	卷 1	闕本	卷1	一明四波羅夷法(此有二卷)	
卷)	卷二之二	卷 2	卷 2	卷 2	闕本	卷2		(「佛在跋耆國婆求摩河」「想説無 犯四戒事竟」) 十九紙八行
	卷三之三	卷3	卷 3	卷3	闕本	卷3	二明十三僧殘 法(此有一卷 餘)	成舍無犯七事竟」) 二十四紙十八行
				卷 4	闕本	卷 4		※【開宝蔵系統本】は「佛在 拘睒彌國爾時長老闡那多有知 識」から始まる。
	卷四之四	卷 4	卷 4				(二明十三僧殘法餘)	覆藏日數十三事竟」) 十九紙八 行
							三明二不定法	是竭磨二不定竟」)四紙十一行
	卷五之五	卷 5	卷 5	卷 5	闕本	卷 5	四明三十尼薩 者法(此有二 (四か?)卷)	(「佛在王舍城尔時六群比丘」「皆 着納衣三事竟」) 三十六紙十五 行
	卷六之六	卷 6	卷 6	卷 6	闕本	卷 6		(「佛在舍衛尔時花色」「去者無犯 十事竟」) 十六紙十五行
二誦 (此有七	卷七之一	卷7	卷 7	卷7	闕本	卷7		(「佛在俱舍毗國尔時俱舍」「鉢者 不犯二十一事竟」) 二十紙
卷)	卷八之二	卷8	卷8	卷8	闕本	卷8		(「佛在舍婆提尔時跋難陁」「重病 不犯二十事竟」) 二十二紙十六 行
	卷九之三	卷 9	卷 9	卷 9	闕本	卷9	五明九十波逸 提法初(此有 十卷)	
	卷十之四	卷 10	卷 10	卷 10	闕本	卷 10		(「佛在維耶離國夏安居」「不舉不 犯十四事竟」) 十八紙十八行
	卷十一之 五	卷 11	卷 11	卷 11	闕本	卷 11		(「佛在舍衛國尔時有二客」「二十四事竟、共行不犯」) 十七紙九行
	卷十二之 六	卷 12	卷 12	卷 12	卷 12	卷 12		(「佛在舍衛城尔時六群」「三十二 事竟、留住皆不犯」) 二十紙二 行
	卷十三之 七	卷 13	卷 13	卷 13	卷 13	卷 13		(「佛在舍衛國介時有一」「四十事 竟」) 二十紙五行
三誦(此有七	卷十四之	卷 14	卷 14	卷 14	卷 14	卷 14		(「佛在俱舍弥國尔時長老」「五十 事竟、不須説」) 十九紙三行
卷)	卷十五之 二	卷 15	卷 15	卷 15	卷 15	卷 15		(「佛在舍衛尔時跋難陁」「卻刺異俗、五十九事」) 十六紙十六行
	卷十六之 三	卷 16	卷 16	卷 16	闕本	卷 16		(「佛在王舍城尔時瓶沙王」「七十 二事竟」) 二十四紙二行
	卷十七之 四	卷 17	卷 17	卷 17	闕本	卷 17		(「佛在釋氏國尔時摩訶南」「八十 一事竟」) 二十紙二十一行
	卷十八之 五	卷 18	卷 18	卷 18	闕本	卷 18		(「佛在舍衛國尔時波斯匿」「九十 事竟」) 十八紙十行
	卷十九之 六	卷 19	卷 19	卷 19	闕本	卷 19	六明四波羅提 提舍尼法 七明眾學一百 七	犯四悔法竟」)十紙七行
	卷二十之七	卷 20		卷 20	闕本	卷 20		(「佛在舍衛國尔時波斯匿」「慧因 緣不犯、眾學一百七竟」) 六紙一 行

	<sup>泉巻二十」</sup> 涌・分巻	北方 系統本	江南 系統本	開	宝蔵系統	本		品次錄巻二十」の 5・首尾の経文・紙数
			卷 20				八明七滅諍法 初	(「佛在王舍城尔時六群比丘」「如 草布比丘法七滅諍竟」) 十八紙 二十一行
四誦 (八卷)	第一卷二 十一之一	巻 21	巻 21	巻 21	闕本	巻 21	受具足法	(「佛婆伽婆王舍城外住」「七法中 受戒法竟」) 三十紙
有七法	之二卷二 十二	卷 22	卷 22	卷 22	闕本	卷 22	布薩法第二	(「佛 在 王 舍 城」「布 薩 法 第 二 竟」) 二十一紙十九行
	卷二十三 之三	卷 23	卷 23	卷 23	闕本	卷 23	自恣法第三	(「佛在舍衛國諸比丘夏」「自恣法 竟」) 二十五紙
	卷二十四 之四	卷 24	卷 24	卷 24	闕本	卷 24	安居法第四	(「佛在佛在王舍城諸比丘夏中」 「安居法竟」) 十五紙十行
	卷二十五 之五	卷 25	卷 25	卷 25	闕本	卷 25	皮革法第五	(「佛在佛在舍衛城尒時阿濕」「皮 革法竟」) 十九紙六行
	卷二十六 之六	卷 26	卷 26	卷 26	闕本	卷 26	醫藥法第六	(「佛在王舍城秋時」「醫藥法 竟」) 二十九紙十九行
	卷二十七 之七	卷 27	卷 27	卷 27	闕本	卷 27	衣法第七(此 有二卷)	(「佛在王舍城五比丘白佛」「十七 作應代作) 十七紙十七行
	卷二十八 之八	卷 28	卷 28	卷 28	闕本	卷 28		(「佛語比丘布施有八種」「長衣受 是好受衣法竟」) 十九紙五行
五誦 (七卷)	卷二十九 之一	卷 29	卷 29	卷 29	闕本	卷 29	迦絺那衣法第	(「佛在舍衛國尔時諸比丘」「迦絲 那衣法竟」) 二十紙十二行
有八法	卷三十之 二	卷 30	卷 30	卷 30	闕本	卷 30	俱舍弥法第二	(「佛在俱舍弥尔時有一比丘」「俱 舍弥法竟」) 十一紙二十行
							瞻波法第三	(「佛在瞻波國尔時六群」「和合眾 解」) 九紙十一行
	卷三十一 之三	卷 31	卷 31	卷 31	闕本	卷 31		是持」)二十二紙八行
	卷三十二 之四	卷 32	卷 32	卷 32	闕本	卷 32	捷度義又白病 乃是人捷度 分。 彼部離明、此 文合說。 苦切羯磨法第 四¹(此有二卷)	
	卷三十三 之五	卷 33	卷 33	卷 33	闕本	卷 33	順行法第五 <sup>2</sup>	(「佛在王舍城尒時六群比丘」「出 罪羯磨) 七紙二十六行
							遮法第六	(「佛在瞻波國尔時世尊十五」「是 名破威儀)八紙十二行
	卷三十四 之六	卷 34	卷 34	卷 34	闕本	卷 34	队具法第七	(「佛在王舍城尔時比丘互相」「能 處分者臥具竟」) 二十六紙二十 五行
	卷三十五 之七	卷 35	卷 35	卷 35	闕本	卷 35	諍事法第八	(「佛在王舍城尔時諸比丘共」「所謂現前毗尼諍法竟」) 十六紙六行
六誦 (六卷明	卷三十六 之一	卷 36	卷 36	卷 36	闕本	卷 36	雜誦第一(三 段)調達事初	(「佛在王舍城尔時調達於佛」「廣 説五百本生」) 二十二紙三行
雜法)	卷三十七 之二	卷 37	卷 37	卷 37	闕本	卷 37	調達事二	(「佛在王舍城方黑石聖山」「是事 如是持」) 二十二紙
	之三卷三 十八	卷 38	卷 38	卷 38	闕本	卷 38	初中各二十法	(「佛遊婆伽國人間教化」「得香施 者得福」) 二十四紙六行
	卷三十九 之四	卷 39	卷 39	卷 39	闕本	卷 39		(「佛在芻摩國與五百」「利喜竟從 座起去」) 二十六紙五行
	卷四十之 五	卷 40	卷 40	卷 40	闕本	卷 40		(「佛在舍衛國有一婆羅」「遺入比 丘眾中」) 二十三紙十行
	卷四十一	卷 41	卷 41	卷 41	卷 42	卷 41		(「佛在舍衛國有一比丘不失」「欲

	<sup>最巻二十</sup> 」	北方	江南	開	宝蔵系統	本		品次錄巻二十」の
の十訂	・分巻	系統本	系統本				分節	j・首尾の経文・紙数
	之六							有所作不聽作」)二十一紙二十 行
五卷明	卷四十二 之一	卷 42	卷 42	卷 42	卷 43	卷 42	(第五事)	(「佛在舍衛國舍衛國中主」「犯八 波羅夷」) 十二紙二十四行
尼律五 段							二十七僧殘(第四事)	(「佛在舍衛國介時有比丘」「十七 事竟」) 十九紙九行
								※【開宝蔵系統本】は「若屛 處瞋罵不言者不犯 (第七戒 竟)」で終わる。
				卷 43	卷 44	卷 43	_	※【開宝蔵系統本】は [佛在 舎衛國爾時波斯匿王有千鬪 將] から始まる。
	卷四十三 之二	卷 43	卷 43					(「佛在王舍城介時有助調達尼」 「三十事竟」) 十一紙二十一行
							出從第十九下釋)	※【開宝蔵系統本】は「第二 十七事竟」で終わる。
				卷 44	卷 45	卷 44		※【開宝蔵系統本】は「佛在 舍衛國爾時諸比丘尼行乞欲為 多人作房舍」から始まる。
								(「佛在舍衛國爾時有守蒜」「從第 七十三云九十二事竟」)
							十二同僧不共)	※【開宝蔵系統本】は「九十 六事竟」で終わる。
				卷 45	缺本	卷 45		※【開宝蔵系統本】は「佛在 舍衛國爾時憍薩羅國主波斯匿 王」から始まる。
	卷四十四 之三	卷 44	卷 44					(「佛在舍衛尒時迦羅比丘」「一百 二十二竟」) 二十三紙二十行
	卷四十五 之四	卷 45	卷 45					(「佛在王舍城尒時助調達」「一百 五十二事竟」) 三十紙九行
								※【開宝蔵系統本】は「[一百 二十二事竟」で終わる。
				卷 46	缺本	卷 46		※【開宝蔵系統本】は「佛在 王舍城爾時助調達比丘尼、常 入出他家」から始まる。
	卷四十六 之五	卷 46	卷 46	卷 47	卷 48	卷 47 (第七	五八提舍尼法 及八敬法	(「佛在俱舍弥介時迦留羅」「一百 七十八事竟」) 十五紙十三行
						誦之 六)		(「佛在釋氏國尔時釋摩」「出界得 突吉羅罪」) 二紙十二行 文不出眾學尼本無七滅諍
第八誦 (四卷)	卷四十七 之一	卷 47	卷 47	卷 48	卷 49	卷 48	次明增文。	(「佛在舍衛國長老優婆」「分物者 隨僧用」) 十九紙十七行
(22)	卷四十八 之二	卷 48	卷 48					(「説一語竟名為捨戒」「言過故增
	~_						增一初增二初	(「有二法智犯罪」「更不受用增二
				卷 49	卷 50	卷 49	增三初	法竟」)二紙二行 (「有三羯磨攝諸」「地獄中增三法
				_ रह ± <i>0</i>	ੁਦ <b>ਹ</b> 0	्ट <b>†</b> ∂	增四初	竟」)二紙二十二行 (「有四種和尚」「四無過增四法
							增五初	竟」)四紙十行 (「佛在釋迦國大愛道」「以五事
	<b>华</b> 四上士	生 40	坐 10	坐 [0	生 [1	生 [0	*	觀)十二紙十二行 (「有五事群常人能於僧中」「沙弥
	卷四十九 之三	卷 49	卷 49	卷 50	卷 51	卷 50		有罪增五法竟」) 十四紙
							増六初	(「有六諍本一者瞋恨」「名六攝法 增六法竟」) 一紙十七行

「品次釒	<sup>豫</sup> 卷二十」	北方	江南	開	宝蔵系統	 t	Г	品次錄巻二十」の
	・分巻	系統本	系統本				分飦	・首尾の経文・紙数
							增七初	(「有七財信財戒財」「七大持律增 七法竟」) 二十行
							增八初	(「有八眾刹利眾婆羅」「除殯亦 介」) 三十四行
							增九初	(「有九惱是人以侵損我」「名九捨 惱增九法竟」) 十一行
							增十初	(「有十事令正法滅亡沒」「奪一與 一前增十法竟」) 三紙二十四行
							後十一 増一初	(「有三羯磨一切」「過人法一法 竟」) 一十三行
							增二初	(「有二犯不善犯無記犯」「作不教 化二法竟」) 二紙
							增三初	(「有三毗尼羯磨攝一切羯磨」「知 制戒三法竟」) 二十行
							增四初	(「有四諍闘諍無根諍」「人境界四 法竟」) 十八行
	五十之四	卷 50	卷 50	卷 51	卷 52	卷 51	增五初 增六 增七 略出	(「有五事故僧與下意」「利吒比丘 六法七法如先説) 三紙二十三行
							增八初	(「不應畜八種鉢」「餘如先説八法 竟」) 四行
							增九初	(「佛語優波離一比丘」「餘如先説 九法竟」) 二紙十四行
							增十初	(「有十利攝僧故僧一心故」「以十 利故後十法竟」) 二紙五行
							增十一相初	(「所有犯事應」「言自偸蘭遮悔 過)十五紙九行右前十後十一、 共二十一增數法也。
第九誦 (四卷) 之一	卷五十一 之一	卷 51	卷 51	卷 52	闕本	卷 52	明優波離問部 先問僧律等 問僧律初	(「佛在毗耶離國長老憂」「答與學 沙弥是初竟」) 一紙十五行
							問盜事二	(「佛在舍衛城優婆離問佛」「與學 沙弥是二事竟」) 五紙四行
							問煞事三	(「優波離問佛若比丘以呪」「與學 沙弥是三事竟」) 三紙十二行
							問妄語事四	(「優波離問佛言世尊大妄」「在此 房中是也四事竟」) 三紙二十六 行
							問十三事	(「佛在舍衛國優波離問佛」「各隨 所作是也十三事竟」) 十紙
	卷五十二 之二	卷 52	卷 52	卷 53	闕本	卷 53	問二不定法	(「優波離問佛言若信」「是比丘應 作二不定竟」) 四紙十七行
							問捨墮法	(「優婆離問佛若比丘多有」「答言 得三十捨墮竟」) 八紙十二行
								(「優波離問佛若比丘作梵志」「隨 所着之得罪) 十一紙六行
	卷五十三 之三	卷 53	卷 53				及眾學	(「問頗有比丘知比丘麁罪」「若有 作得突吉羅夜提竟」) 六紙
							問七滅諍法	(「問頗有諍不用七滅」「皆名為滅 七諍竟」) 十二行
				卷 54	闕本	卷 54	問上第四誦中 (七法) 問受戒法一	(「優波離問若比丘白四羯摩」「得 名受戒 受法竟」) 二紙十四行
							問布薩法二	(「優波離問佛若比丘餘眾僧」「波 羅提木叉布薩法竟」) 二紙二十 六行
	1		<u> </u>			1	1	

「品次釒	<sup></sup> 秦二十」	北方	江南	開	宝蔵系統	·····································	<u> </u>	品次錄巻二十」の
	涌・分巻	系統本	系統本	17.52				i・首尾の経文・紙数
							問自恣法三	(「優波離問佛」「自恣出界去無罪 自恣法竟」) 三紙二行
							問安居法四	(「問比丘有幾自誓若有五鉢」「安居無所得人安居法竟」) 二十二行
							不問皮革法	(闕五)
							問藥法六	(「優波離問佛若以蘇油」「七日受不答可受藥竟」) 二紙十四行
							問衣法七	(「問擯人應羯磨分衣不」「大比丘 等分衣法竟」) 二十行
							問上第五誦中 (八法) 初迦絺那法一	(「優波尼問佛無歳比丘」「名捨迦 締那衣一法竟」) 二紙二十六行
			卷 54				問拘舍弥法二	(「問若眾僧壞為二部」「比丘共和 合是拘舍法竟」) 十七行
	卷五十四 之四	卷 54					問瞻波法三	(「問睡眠比丘眾僧償」「若坐若立 得瞻法竟」) 一紙八行
							四	(「優波離問比丘諸比丘作滅切白病法一也」「出罪不答得 盧伽
								竟」)一紙八行
				卷 55	闕本	卷 55	問順行法五	(「優波離問佛頗有比丘即」「與學 沙弥法 順行竟」) 二紙一行
							問遮法六	(「優波離問佛頗得宿」「接四界得 名遮 遮法竟」) 一紙二十行
							問臥具法七	(「優波離問佛如佛所説」「作事今 代作臥具竟」) 二十二行
							問滅諍法八	(「優波離問佛頗以一多」「答不名 破僧滅諍竟」) 七行
								(「優波離問佛如佛所説」「説欲是 遮道」) 十三紙二十一行
(此有四	卷五十五 之一	卷 55	卷 55	卷 56	闕本	卷 56	中四卷、並属 雜事也)	(「佛在王舍城語諸比丘十種」「是 名衣法十受戒竟」) 十四紙五行
卷)3							自恣布薩欲及 雜	(「自恣法者安居比丘應一處」「亦 應善知 法部竟」) 九紙七行
	卷五十六 之二	卷 56					羯磨治儐及行 法	(「二法者儐比丘云何行」「相違是 名非法 行法竟」) 十六紙八行
			卷 56	卷 57	闕本	卷 57		※【江南系統本】は「僧上座 法者」から始まる。
							二種毗尼及雜	(「三事決定知比丘相一本起」「本 未巳應用 二犯等竟」)三紙五 行
							四波羅夷初戒	(「佛在毗舍離尒時須提那」「初波 羅夷竟」) 七紙二十行
							盗戒	(「佛在王舍城因達尼迦比丘」「同 死比丘餘物分」) 一紙三行
	卷五十七 之三	卷 57	卷 57	卷 58	卷 58	卷 58	盗戒餘	(「諸比丘自相語言共作賊」「云於 肉断望故 盗戒竟」) 二十三紙
	卷五十八 之四	卷 58	卷 58				<b></b>	二十一行 (「佛在婆耆國婆求沫河邊」「石下 石下 煞戒竟」) 十紙十五行
				卷 59	闕本	卷 59	-	※【開宝蔵系統本】は「有父子二比丘遊行憍薩羅國欲到舍
								衛國」から始まる
							捨墮單提悔過	(「佛在毗耶離婆求沫河邊」「想説 無罪 妄戒竟」) 十一紙六行
							(此五問)	

	緑巻二十」 涌・分巻	北方 系統本	江南 系統本	開	宝蔵系統	本		品次錄巻二十」の 5・首尾の経文・紙数
							篇略 (不問眾學七滅 諍也)	(「佛在舍衛國因迦留陁夷」) 八紙 八行
毗尼序 (三卷) 五百集 百集等四 品	卷五十九	卷 59	卷 59	卷 60	闕本	卷 60		(之「佛婆伽婆在拘尸城五百比 丘」「集法品竟」) 十三紙十五行
							七百比丘集滅 惡法品第二	(「佛般涅槃後一百一十歳」「在此 門下立」) 九紙十四行
	卷六十之二	卷 60	卷 60		闕本	卷 61	滅惡法品第二]餘	(「長老級闍蘇弥羅來」「七百比丘 滅惡法品竟」) 八紙二十五行 (「佛在舍婆提城有比丘」「若噉得
	(/2	(1) 01	(/) (1				三	突吉羅罪」)十五紙二十一行
	卷六十一	卷 61	卷 61				雜餘 (云亦「因緣品 第四」)	(「佛在迦羅國諸貴」「現比丘應 分」毗尼序三卷竟)二十七紙十 七行

- 1 『十誦律』巻三十一に、「丹本云『八法中苦切羯磨法第四之初』」(CBETA, T23, no.1435, p.221, a18-19) と言う高麗再雕蔵本の異本注記が見える。
- 2 『十誦律』卷三十三に、「丹本云『八法中順行法第五』」(CBETA, T23 no.1435, p.236, c15) と言う高麗再雕蔵本の 異本注記が見える。
- 3 原文に「此名善誦卑摩羅叉、後改善誦為毗尼誦、故二名存焉、亦善部。十種得戒」とある。